

145  
168

水産増殖調査書 第二冊

歐米各國ニ於ケル水産増殖ニ關スル立法例

農林省水産局



始





水産増殖調査書第二冊ノ刊行ニ就テ

水産増殖ハ實ニ水産業ノ根蒂ナリ。從テ各國孰レモ各種ノ法

規ヲ制定シテコレカ助長發達ニ努ムルコト頗ル大ナルモノア

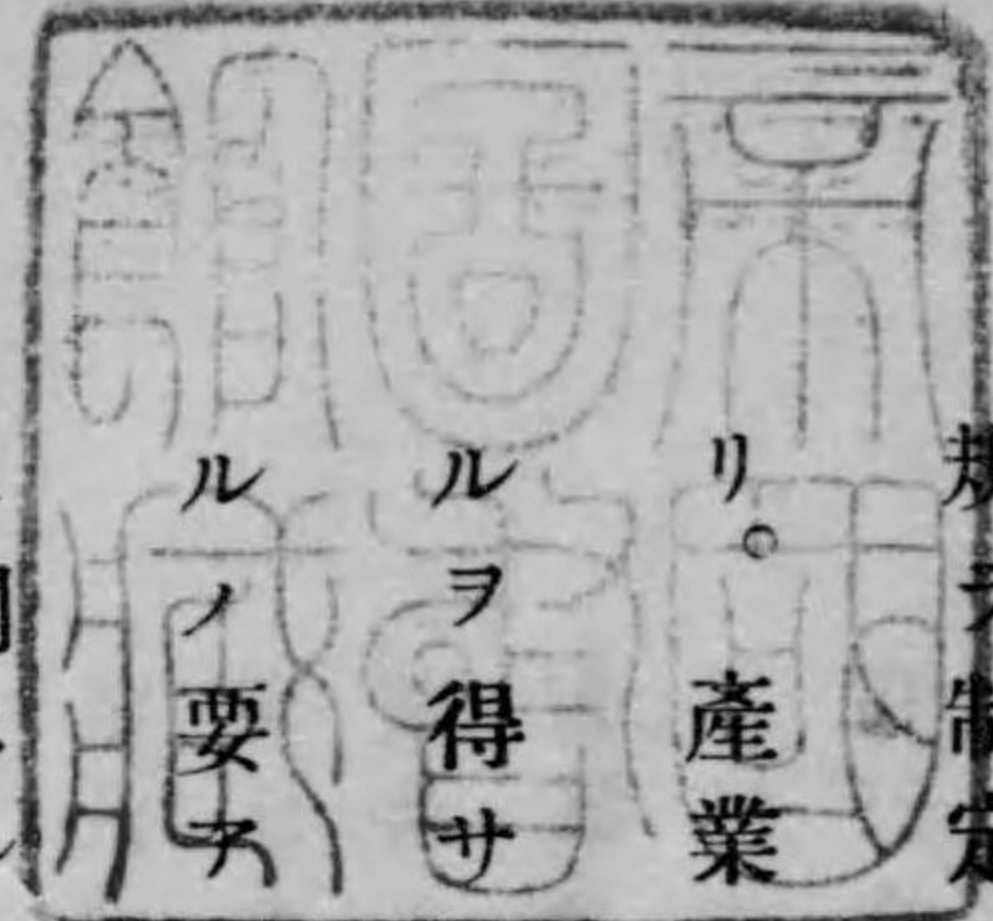
リ。産業ノ組織又事情ヲ同フセサル本邦ニ於テ直ニ歐米ニ對

ルヲ得サルヘキモ、行政ニ企業ニ其主旨ヲ鑑ミテ考慮ニ容

ルノ要チルハ又多言スルヲ須ヒス。乃チ歐米各國ノ水産増殖

ニ關スル立法例ヲ調査シ、水産増殖調査書第二冊トシテ刊行

スル所以ナリ。



大正  
15. 7. 1  
内交



### 歐米各國ニ於ケル水産増殖ニ關スル立法例

#### 目次

- 第一章 水質汚濁ニ關スル事項……………一
- 第二章 保護水面ニ關スル事項……………一〇
- 第三章 魚卵稚魚保護ニ關スル事項……………一三
- 第四章 遡河魚保護ニ關スル事項……………一八
- 第五章 孵化場奨励ニ關スル事項……………二九
- 第六章 魚築ニ關スル事項……………三〇
- 第七章 魚田ニ關スル事項……………三三
- 第八章 養蠔ニ關スル事項……………三六
- 第九章 移植ニ關スル事項……………四二
- 第十章 一般保護ニ關スル事項……………四二
- 附録一 獨逸漁業關係法源……………四七
- 附録二 水産増殖水面貸借契約（バイエルン様式）……………六七



大正十四年十月一日  
 水産部 漁業課 調査課  
 水産増殖ニ關スル立法例  
 水産部 漁業課 調査課  
 水産増殖ニ關スル立法例  
 水産部 漁業課 調査課

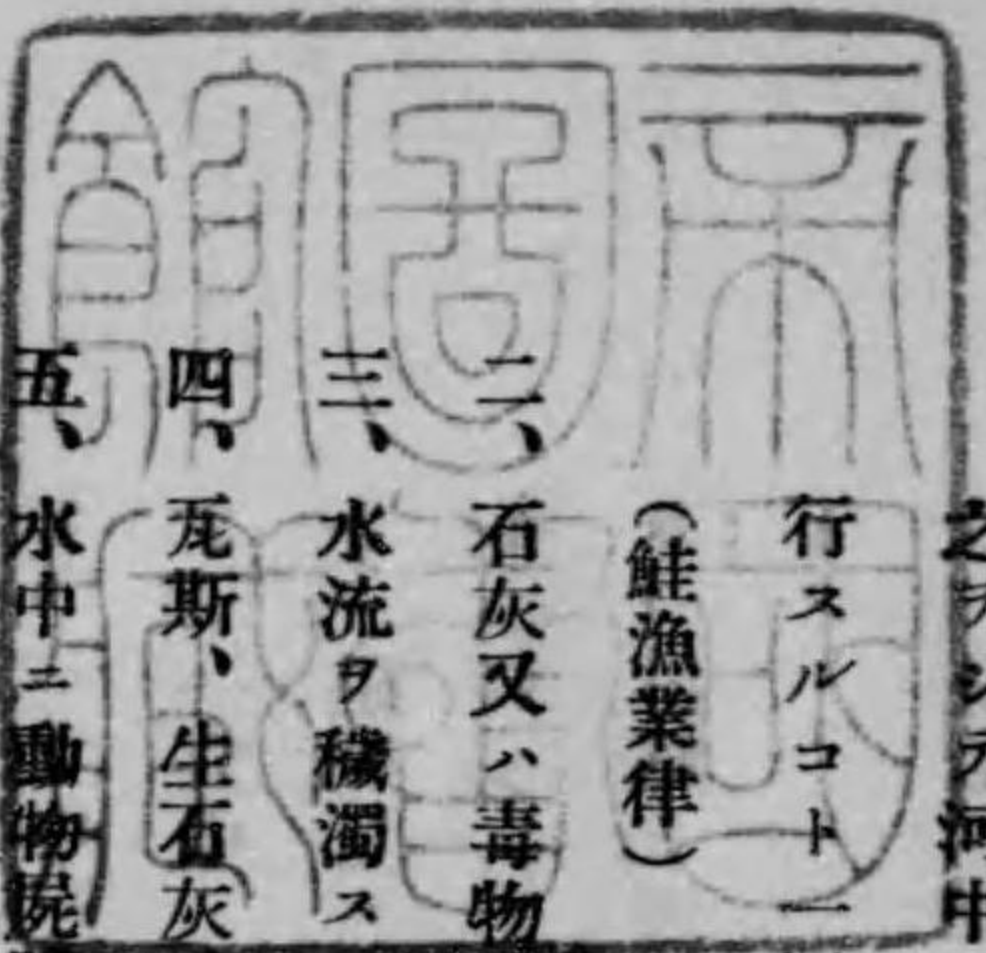
大正十四年十月一日  
 交内



# 歐米各國ニ於ケル水産増殖ニ關スル立法例

## 第一章 水質汚濁ニ關スル事項

- 一、河水ヲ毒スルモノ何人ニ論ナク何時ニ論ナク熱氣アル石灰、瓦斯ノ製造ヨリ生スル滓渣、汚水、ボツターヌヨリ出ル青酸鹽、綠麻ヲ浸染セル水、及ヒ其他鮭屬ヲ殺スヘキ毒物ヲ河水ノ中ニ投シ及ヒ之ヲシテ河中ニ洩流セシムルモ初犯ハ五封度ノ罰金ヲ課シ再犯以上ハ十封度ノ罰金ヲ課シ之ヲ續行スルコト一回毎ニ二封度ヲ加フ石灰ノ爐灰及塵芥亞物ヲ投棄スル者亦四十志林ノ罰金ヲ課ス  
(鮭漁業律)
- 二、石灰又ハ毒物ヲ淡水魚ノ頻來スル水面ニ投スヘカラス(英一八八四年淡水漁業法第七條)
- 三、水流ヲ穢濁スルノ禁(グイクトリア三十年法律第十七章水利規則)
- 四、瓦斯、生石灰、印度輝石、毒藥爆發物投入禁止所罰(オレゴン州漁業規則第六十五條)
- 五、水中ニ動物屍體其他ヲ投スヘカラス(カルフォルニア州漁業規則第三百七十四條)
- 六、木屑、藥物腐敗物等投入禁止(オレゴン州漁業規則第六十五條)
- 七、毒物ヲ水ニ放ツノ罪毒物若クハ鋸屑ヲ鮭ノ往來スル河ニ投シ若クハ之ヲシテ河ニ洩入セシムルヲ禁ヌ河岸ノ地主水流ヲ毒スルノ權ハ四十年享有スルヲ要ス





八、漁撈水面又ハ鮭ノ遡上スル川口百間内ニ荷脚砂其他ヲ船内ヨリ投棄スヘカラス（加奈太漁業法第四十四、七十五、七十六條）

九、左ノ液體ヲ水流中ニ浸入スルコトヲ得ス（英一八七六年前ノ舊規則）

- 1、一立中三〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ遊離無機質、又ハ一〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ遊離有機質ヲ含ムモノ
  - 2、一立中二〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ有機性炭素、又ハ三 $\text{E. Gr}$ 以上ノ有機性窒素ヲ含ムモノ
  - 3、磁製皿ニ三〇 $\text{E. Gr}$ ノ深サニ入レタルモノ白晝一定ノ色ヲ呈スルモノ
  - 4、K. N. Ca. Mg. ヲ除ク外一立中二〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ金屬ヲ含ムモノ
  - 5、溶解ト遊離トヲ問ハス一立中原素トシテ砒素又ハ化合物トシテノ砒素ヲ五 $\text{E. Gr}$ 以上ヲ含ムモノ
  - 6、硫酸ヲ加ヘテ酸性ヲ帶ハシメタル後一立中一〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ遊離鹽素ヲ含ムモノ
  - 7、一立中硫化水素ノ形狀トシテ若クハ可溶性硫化物トシテ一〇 $\text{E. Gr}$ 以上ノ硫黃ヲ含ムモノ
  - 8、一立中鹽化水素二 $\text{E. Gr}$ 相當以上ノ酸類ヲ含ムモノ
  - 9、一立中苛性「ナトロン」一 $\text{E. Gr}$ 相當以上ノ「アルカリ」類ヲ含ムモノ
- 十、(一)故意ヲ以テ或ハ其不可ナルヲ知リテ製造所、職業上、或ハ鑿石場ノ固體屑或芥灰等ノ廢棄物其他腐敗質ノ固體ヲ江河中ニ流入セシメ此ノ面ノ行爲ニヨリ或ハ同人若クハ他人ノ之ニ類似セル行爲ノ添合ニ因リ江河通常ノ水流ヲ損傷シ或ハ之ヲ汚濁セシメタルモノハ違法者ト認定セラルヘシ
- (二)故意ヲ以テ或ハ其不可ナルヲ知リテ前庭、厩舎及家事經濟上廢棄物（汚穢物）ヲ江河中ニ流入セシメタル者ハ違法者ト認定セラルヘシ
- (三)故意ヲ以テ或ハ其不可ナルヲ知リテ製造所或ハ職業上ヨリ生シタル有毒有害ナル或ハ汚濁ヲ致スヘキ液體ヲ江河ニ投流セシムルモノハ違法者ト認定セラルヘシ

（英、一八七六年、水流汚濁豫防法）  
愛蘭蘇格蘭ニモ適用セラル

十一、凡ソ江河ニ固體或ハ液體ヲ投棄シ或ハ他人ニ之ヲ投棄スルコトヲ命シ或ハ許シ又墜落シ若クハ注入セシメ其ノ一回ノ行爲ニ因リ或ハ同人若クハ他人ノ類似セル他ノ行爲トノ合併ニ固リ河流ヲ妨碍シ川床ヲ變更シ又ハ河水ヲ汚濁セシメタルモノハ此ノ法律違反ノ責ヲ負フモノトス

一回ノミニシテ不十分ナルモ之ヲ反覆スレハ合併シテ罪ノ原因トナルヘキ行爲ニ對シテハ此ノ法律ノ違反ヲ證明スルカ爲メ其ノ反覆ノ證據ヲ提出スルヲ要ス

江河ニ注入シ得ル水液左ノ如シ

(一)市町村ノ用水ニ供スル江河

1、充分ノ大サヲ有スル沈澱池中ニ少クモ六時間以上全ク靜止セシメタル後其重量十萬分ノ一以



上ノ乾燥有機質ヲ混在セサル各液又沈澱作用ヲ施ササル時ハ十萬分中ニ三分ノ乾燥礦物質ト一分ノ乾燥有機質トヲ含有セサル各液

2、十萬分中二分ノC或ハ〇、三三三分ノNヲ溶存セサル各液

3、Ca Mg K Naヲ除キ十萬分中二分以上ノ金屬ヲ溶存セサル各液

4、溶存ト現存トヲ間ハス又化學的化合物ナルト他トノ結合物ナルヲ間ハス十萬分中〇、〇五分ノ砒素ヲ含有セサル各液

5、硫酸ヲ加ヘテ酸性ヲ附シタル後十萬分中以上ノ遊離鹽素ヲ含有スル各液

6、十萬分中硫化水素或ハ他ノ可溶性化合物ノ形成ヲ爲セル硫黄一分以上ヲ含有スル各液

7、十萬分ノ蒸溜水中ニ二分ノ鹽酸或ハ乾燥セル苛性曹達ヲ加ヘタル割合ヨリ多量ノ某酸或ハ同和量ノ「アルカリ」ヲ含有セサル各液

8、石油或ハ油狀炭化水素ノ薄皮ヲ表面ニ漂ササル或ハ十萬分中此等ノ油質ヲ〇、〇五分以上混在セサル各液

二) 市町村ノ用水ニ供セサル江河

1、充分ノ大サヲ有スル沈澱池中ニ少クモ六時間以上全ク静止セシメタル後重量十萬分中五分以上ノ乾燥礦物質或ハ二分以上ノ乾燥有機質ノ混在セサル各液

2、十萬分中二分ノC或ハ一分ノNヲ溶存セサル各液

3、硫酸ヲ加ヘテ酸性ヲ附シタル後十萬分中二分以上ノ遊離〇ヲ含有セサル各液

4、十萬分中硫化水素或ハ他ノ可溶性化合物ノ形狀ヲ爲セルS二分以上ヲ含有セサル各液

5、十萬分中ノ蒸溜水中ニ十分ノ鹽酸ヲ加ヘタル割合ヨリ多量ノ酸ヲ含有セサル各液

6、石油或ハ油狀炭化水素ノ薄皮ヲ表面ニ漂ハササル或ハ十萬分中此等ノ油質ヲ〇、〇五分以上混在セサル各液

(英、一八七六、河水清淨法)

十二、魚水中ニ在リテ其物質カ有害ナリヤ否ヤ又何程ノ割合ヲ以テ混淆シ居レハ水族ニ害アリト認め又何等ノ方法ヲ使用シ其害ヲ豫防シ得ヘキヤヲ裁定スルニハ左ノ原則ニ從フ

(一) 左ノ物質ハ有害物ト認ム

1、遊離シ及溶解セル物質ハ百分ノ十以上ヲ含有スル液體

2、酸類、鹽類、重金屬、アルカリ性物質、砒素、硫化水素、硫化金屬、亞硫酸及分解ニ際シテ瓦斯ヲ遊離セシムル鹽類千分ノ一(ライン河ニ於テハ二百分ノ一)ヲ含有スル液體

3、腐敗性物質ヲ含有スル工業上及製造場ノ排泄水ニシテ土砂ヲ以テ濾過清淨セルモノ

4、瓦斯S及タール蒸溜場ノ鹽素水及鹽素ヲ含有スル水及渣滓其他未製石腦及石油蒸溜場ノ生産



5、列氏寒暖計四十度(攝氏五十度)以上ノ溫度ヲ有スル蒸氣及液體  
 (二)水流ノ性質上爲シ得ヘキ以上ハ(1)(2)及(3)ニ記載シタル液體類ハ連筒或ハ暗槽ヲ以テ水ノ中心底水 Nicker Vapor (極度ノ減水量)面下ニ注入セシメ岸邊ノ水ヲ汚濁セシメサルヲ要ス  
 此ノ規則ハ川及小川中ニ注入スル溝渠ニシテ前記ノ物質ノ爲ニ頗ル汚濁セル排泄水ヲ含有スルモノニモ亦適用ス  
 (バーデン、一八八四年)

十三、凡ソ營業上水流中ニ固體及液體ヲ注入セシメテ大ニ其水ノ普通使用ヲ妨碍シ人身ノ健康ヲ害スル程ニ汚濁シ或ハ既ニ右ノ如ク汚濁セル流水ヲ一層汚濁スル所ノ事業場ニハ郡廳ニ於テ殊更ニ注意スヘシ行政廳ハ訴願者ノ有無ニ拘ラス時々少クトモ毎年一回水流ノ状態ヲ視察シ區醫、工業監督及其他ノ所屬機關ニ依頼シ或ハ命令シテ其救治策ノ決定スルニ必要ナル意見ヲ徵スヘシ  
 水流ノ視察ハ其水面ノ低落セル時期ニ於テスレハ最モ便宜ニ適ス如キモノトス  
 二)事業場町村用溝渠其他何レノ場所ニ由來スルノ別ナク總テ水流ヲ汚濁セシムヘキ固體ハ水流ニ混入セシムルコトヲ嚴禁ス  
 (三)現在ノ事業場ニシテ其營業上液體ヲ注入シテ水流ノ汚濁ヲ來スモノハ行政廳ニ於テ其事業主ニ注意シ之ヲシテ當時ノ學術上現在ノ弊害ヲ救治シ或ハ可及的減退シ得ルノ方法ヲ實行セシムヘシ

其事業場ニ要求スル所ハ能ク農工業保護ノ主意ニ基キ其收利的營業ニ相當セル範圍内ニ限ルヘシ  
 (四)排泄水ヲ以テ水流ヲ汚濁ニツキ事業場ヲ新設セントスルモノアルニ際シテハ全ク之ヲ認可セサルカ或ハ企業者ニ於テ其排泄水ノ爲メニ流水ノ普通使用ヲ妨害セサルヘキ裝置ヲ設クルノ見込ニシテ且ツ之ヲ設ケ得ルコトヲ證明シタル場合ニ限り認可ヲ與フルノ原則ヲ確守スヘシ然レトモ流水汚濁シテ既ニ普通ノ使用ニ供ス可ラサル境界川路ニ其排泄水ヲ注入スル事業場ノ如キハ全ク特別ナル場合トシテ例外ニ置クヘシ

十四、農場又ハ工場ノ有害排泄水ニシテ現ニ魚水中ニ注入スルモノニ於テハ其箇數害毒ノ程度及權利問題ニ關シ必要ナル調査ヲ行フヘシ  
 右ノ如キ事業場ニシテ容易ニ即チ其價值ニ比シテ過當ナラサル費用ヲ以テ無害タラシムルコトヲ得ル限リハ速カニ之ヲ行フヘシ又此等ノ排泄水ノ爲メニ魚族ニ著大ノ損害ヲ及ホスモ之ヲ防止スルニ莫大ノ費ヲ要スヘキモノハ州廳ニ於テ其費用ヲ分擔スレハ聯邦中央金庫ヨリ相當ノ補助ヲ爲スヘシ尙ホ右ノ検査ハ少クトモ二ヶ年毎ニ一回之ヲ施行スルヲ要ス(端西漁業法施行規則一八七五年)

一五、右記ノ物質ヲ以テ魚水ヲ汚濁シ或ハ過熱スルコトヲ禁ス  
 1、製造場及工場ノ固形廢棄物但シ平水當時流幅八十米以上ヲ有スル河流ニ於テハ岸際ヲ距ル



三十米ノ場所ニ之ヲ投棄スルコトヲ得

- 2、百分中十以上ノ遊離シ又ハ溶解セル物質ヲ含有スル液体
- 3、千分中ノ一(平水時流幅八十米以上ヲ有スル河流ニ於テハ二百分ノ一)以上ノ酸、重金屬鹽類、アルカリ性物質、砒素、硫化水素、硫化金屬、亞硫酸瓦斯ヲ含有スル液体又ハ分解ノ際亞硫酸瓦斯ヲ遊離セシムル物質千分ノ一(前記ノ大河ニ於テハ二百分ノ一)ヲ含有スル液体
- 4、製造場諸工場及人家輻輳地ヨリ出テ腐敗性ノ物質或ハ既ニ腐敗ニ傾キタル物質ヲ含有シ土砂ヲ以テ濾過清淨セシメサル渣体但シ此等ノ渣体ハ其ノ中ニ混溶セル物質ヲ水流中ニ推積セサル様成ルヘク(3)ノ末段ニ記載セル方法ニ從ヒ流水中ニ注入セシムヘシ
- 5、瓦斯局及タール蒸溜局ノ遊離鹽素或ハ鹽素ヲ含有スル水或ハ廢棄物其他未製石腦油或ハ石油蒸溜所ノ生産物
- 6、水溫ヲシテ攝氏寒暖計ノ二十五度ニ昇ラシムヘキ多量ノ蒸氣或ハ熱溫

(端西、漁業法施行規則)

農業上若クハ工業上ノ排棄物ニシテ漁場中ニ入りテ他人ノ漁權ヲ妨害スルノ性質ヲ有スルモノハ其有害的ノ分量ヲ漁場中ニ投棄誘導シ或ハ注流セシムルコトヲ許サス農業上若クハ工業上ノ利益極メテ浩大ナル場合ニ於テハ此等ノ物質ヲ水中ニ投棄シ或ハ誘導注入スルコトヲ許可スルコトア

ルヘシ然レトモ此ノ際ニ於テハ土地ノ狀況ニヨリ工事ノ所有者ヲシテ可及的漁業ノ妨害ヲ防クニ適當ナル方法ヲ設クヘシ

本法律ノ發布以前既ニ設立シ或ハ前項ニ準據シテ許可セラルヘキ農場或ハ工場ノ汚穢物ヲ放流シテ湖河ノ魚類ヲ盡滅シ或ハ著シク其ノ繁殖ヲ害スル時ハ其ノ損害ヲ蒙リタル漁權所有者ノ請求ニ由リ行政上ニ於テ農工場所有者ヲシテ其職業ヲ妨害スルコトナクシテ可及的漁業ノ損害ヲ減少スルニ適當ナル方法ヲ設ケシムヘシ

此ノ方法ヲ設クルニ必要ナル費用ハ該農場若クハ工場所有者ニ對シテ請求者ヨリ仕拂フヘシ

(獨、プロシヤ漁業法中一八七四)

十六、個人ト會社トヲ問ハス又其如何ニ拘ラス製油場、製糖場、瓦斯溜又ハ瓦斯製造所ニ於テ精製品又ハ粗製品ノ處理若クハ取扱上ヨリ又ハ之カ製造ヨリ生スル汚物酸類又ハ其他ノ滓屑ヲ本州管内ノ水中ニ排出シ或ハ之ヲ排出セシメ又ハ該水中ニ養蠶ニ有害ナル物質ヲ沈澱セシムヘカラス但シ本條ハ「メンアーデン」魚又ハ其他ノ脂肪多キ魚類ヨリ粗製油、精製油及肥料ヲ製出シ又ハ之カ取扱ヲナス際ニ生スル滓屑類ニ適用セス

ロングアクランド、サウンド若クハ之ニ開通セル諸港灣ノ水中ニ於テ短艇「スコ」船若クハ各種ノ船類ヨリ火燼灰滓屑若クハ廢肉ヲ投棄シ又ハ投棄セシムヘカラス



北米、紐育水中夫然蠟床保護條例一八八六

十七、縣令ハ衛生會及工業師ノ意見ヲ聽キ布達ヲ以テ左ノ箇條ヲ決定スヘキモノトス

一、河川ニ於テ苧麻浸晒ノ時期及魚族ヲ害スルコトナクシテ此ノ業ヲ執行スルコトヲ得ル場所

二、河川ニ於テ或ハ製造場ヨリ放流スル渣滓ニシテ魚ノ蕃殖ニ妨害ヲ與フル物質ヲ除去スル爲邊守スヘキ規則  
(佛、河川ニ關スル總規則ノ布告八六八年第十五條)

十八、工業上使用ノ物質ノ水中ニ流出シ或ハ水ニ混スル爲メ魚類ノ死斃ヲ來タシ若シクハ其他ノ害ヲナストキハ其工場主ハ此ノ水ノ清潔ヲ保護スヘキ義務アリトス

(丁、漁業法第五十七條一八七四)

十九、魚ヲ醉シメ或ハ毀傷スルノ質アル藥劑又ハ餌食ヲ水中ニ投入スルモノハ三十フラン以上三百フラン以下ノ罰金ヲ課シ且ツ一日以上三日以下ノ禁錮ニ處ス

### 第一章 保護水面ニ關スル事項

一、魚卵、禁漁區内ニ於テハ水底ヲ掃除シ蘆葦蒲苔ヲ刈取リ砂礫泥土ヲ掘採シ其他魚類ノ蕃殖ヲ害スルモノハ魚類放卵中ハ溢水防止及耕作上已ムヲ得サル場合ノ外總テ之ヲ禁止ス

(獨プロシヤ漁業法一八七四年)

二、河口ニ於テ網ヲ用フルノ禁、施行漁權ヲ有スルモノノ外何人ニ論ナク廣濶一英里四分ノ一ニ及ハサル河口ノ中若クハ河口ヨリ上下各半徑以内ニ於テ鮭ヲ捕フル爲一切網ヲ投シ及之ヲ曳クコトヲ禁ス

又河ノ全面及其支流ニ於テ處漁ノ權ヲ有スルモノノ外何人ニ論ナク補則ニ於テ魚ノ通路ニ害アリトシテ之ヲ禁スルトキハ一切河口若クハ河中ニ於テ網具ヲ使用スヘカラス

三、溯上河口ノ二百五十間以内禁漁  
(クエベック州漁業規則第二二七一條)

四、貴重ナル魚類ノ産卵期中ハ州廳ニ於テ警察上水禽ノ放養ヲ制限スルコトヲ勸告ス  
(瑞西漁業法施行規則一八七五)

五、漁場賃借人ハ禁漁區内ニ於テ各期常ニ自費ヲ以テ水上ニ穴ヲ穿テ置キ魚類ノ生存ニ必要ナル空氣ヲ水中ニ入ラシメ魚類ヲ窒息セシメサルノ義務アルモノトス此ノ穴ノ大小多少ハ賃貸官衙ニ於テ之ヲ定メ賃借人若シ之ヲ爲ササルカ之ヲ怠ルトキハ賃貸官衙ニ於テ之ヲ行ヒ其費用ハ賃借人ニ拂ハシムヘシ

(獨、プロシヤ漁業法一八七四第八條)

六、魚類蕃殖場保護(加奈太漁業法第七十七條)



- 七、蕃殖場養殖場ノ許可(カルフォルニア州漁業法第三十六條、クエベック漁業規則二二七六)
- 八、魚卵ノ保護ハ警察令ヲ以テ定ム(プロシヤ漁業法第一六〇條)
- 九、産卵場ニテハ蘆雜草ノ刈取植物土砂ノ除去其他魚類蕃殖ヲ害スル事ヲ禁ス
- 十、産卵期中ハ家鴨ヲ放養スルコトヲ禁ス
- 十一、保護區域外ノ土地ニ於テ魚類保護上禁漁スルコトヲ得コノ場合ハ國家ヨリ收益ノ賠償ニ應ス
- 十二、養魚場ニ於テハ所有者ノ意志ニ反シテ保護區ヲ設定スルコトヲ得ス  
(プロシヤ漁業法第一一二條)
- 十三、地方長官ハ當事者ノ意見ヲ徵シテ左ノ水面ニ禁漁區ヲ定ムルコトヲ得  
(一)魚類ノ出入ニ必要ナル水面(二)産卵ニ必要ナル水面  
(プロシヤ漁業法第一一〇條)
- 十四、稚魚ノ大サ、禁漁期、漁具ノ禁止及制限絶滅、魚病ノ防止、餌料ノ保護祭祀日ノ竿釣ノ制限ハ警察令ヲ以テ定ム  
(プロシヤ漁業法第一〇六條)
- 十五、産卵區域ニ於テハ地方長官ノ認可セサル漁撈法ヲ用フルコトヲ得ス  
(プロシヤ漁業法第一〇一條)
- 十六、産卵池ヲ攪拌スヘカラス  
(英、一八六一年淡水漁業法第十五、第十六號)
- 十七、保護區域ニ於テハ指定シタル魚類ノ産卵期ニ限り適用ス(プロシヤ漁業法第一一條)

### 第二章 魚卵稚魚保護ニ關スル事項

- 一、蝦網ニ入りタル他ノ魚介類ハ放生スヘシ  
(プロシヤ漁業法第六二二條)
- 二、幼魚ノ曳網其他ニカカリタルモノハ放生スヘシ、所持者所罰  
(カルフォルニア漁業規則六二八〇條)
- 三、卵稚魚ノ使用ヲ禁ス (オレゴン州漁業規則第四十一條、英、一八六一年淡水漁業法第一八條)
- 四、常ニ食用魚ノ仔兒ヲ殺損スヘカラス  
(加奈太漁業法第三九條)
- 五、魚卵ヲ以テ餌ニ代フルヲ禁ス  
(英、一八六一年ヴィクトリア二四、二五年第一〇九章鮭漁業律)
- 六、卵子ヲ有スル母蝦ヲ獲タル時ハ其生存ニ必要ナル手當ヲナシ直チニ水中ニ放置スヘシ
- 七、漁場賃借人ハ禁漁區内ニ於テ冬期常ニ自費ヲ以テ水上ニ穴ヲ穿チ置キ魚類ノ生存ニ必要ナル空氣ヲ水中ニ入ラシメ魚類ヲ窒息セシメサルノ義務アルモノトス此穴ノ大小多少ハ賃貸官衙ニ於テ之ヲ定メ賃借人若シ之ヲ爲サ、ルカ若ハ之ヲ怠ル時ハ賃貸官衙ニ於テ之ヲ行ヒ其費用ハ賃借人ニ拂ハシムヘシ  
(獨プロシヤ漁業法一八七四條)
- 八、偶然漁網ニ附着シタル鳥賊ノ魚卵ハ海中ニ放空スヘシ又陸地ヨリ引曳シ若クハ船中ヨリ投入セ



ル「ウオルノ」或ハ「ウアスト」ニシテ該魚卵ノ附着シタル者ハ其海岸ヨリ三キロメートル以外ノ巨離ニ於テ一ノ鎮子ヲ附シ海中ニ沈入スヘシ

前項ニ揚ケタル沈入ノ義務ハ漁網ヘ其魚卵ノ附着シタル漁業者或ハ一定ノ海濱ニシテ該「ウオル」ヲ引曳シ若クハ之ヲ投入スヘキ海面ノ區域ヲ指定セラレタル漁業者ニ限ルモノトス  
右ニ對シ爭論ノ起リタルトハ委員會ハ其沈入ノ義務何人ニ歸スルヤ否ヤヲ決定スヘシ

(伊、漁業法施行規則第五十九條)

九、卵魚ノ保護綿布或ハ獸皮等ヲ鋪張セル網具及其他ノ器械ハ幼弱ニシテ用ニ堪ヘサル小魚ヲ取ルニ足ルヲ以テ介貝ヲ取ル爲メ之ヲ用テ水底ヲ曳クモノ外之ヲ海濱若クハ河口ニ施スヘカラテ犯スモノハ其器具ヲ沒收シ且ツ十封度以下ノ罰金ヲ課スヘシ

(愛、維多利五、六年法第一〇六章第六編)

十、小魚ヲ漁ルタメ漁網ヲ他ノ漁ニ用ヒタルモノハ三十フラン以上百フラン以下ノ罰金ヲ課ス

住居外ニ禁制ノ漁具ヲ携帯シタル者ハ二十フラン以下ノ罰金ヲ許シ且ツ其ノ漁具ヲ沒收ス但シ池州或ハ養魚場ニ用フル漁具タルトキハ沒收ノ限リニアラス

(佛國海漁法一、八九二年第二十九條)

十一、各種ノ魚類ノ尙ホ成長スルモノヲ餌トシテ漁具ニ附スルコトヲ禁ス(白海漁業律施行ニ係ル勅令第十二條一八八三年)

十二、有用水族及魚卵等ヲ動物ノ飼料及土地肥料ニ與フルコト或ハ與ヘシムルコト鹽藏スルコトヲ禁ス

(佛、第一鎮守府内海岸漁業規則一八五三年一三二條)

十三、海中ニ於ケル卵魚ノ漁業禁ス

(惹甫日第一世元年第十八章)

十四、魚苗保護條件

(英、ベリハー第七世即位四年第二十一章)

十五、養魚用ニ供スルモノ外一切魚苗ノ漁機攜帶及販賣ヲ禁ス

十六、貴重ナル魚類ノ産卵期中ハ州廳ニ於テ警察上水禽ノ放養ヲ制限センコトヲ勸告ス

(瑞西、漁業施行規則一八七五)

十七、魚類孵化ノ時期ニ於ケル禁漁ノ制ハ舟筏不通ノ諸川(民有ニ屬スル所)ト雖モ同様ナリ

(佛、河漁法一八九二年第二十七條中)

十八、河川中天然ノ障礙ハ河中暗礁、尖巖、淺灘及其他天然ノ障礙アリテ鮭鱒等ノ往來ヲ害スルニ足リ魚ヲシテ其上流若クハ其河ト相連接スル湖水ニ到リテ産卵スルヲ得サラシムル時ハ漁業綜理委員ハ其ノ漁業ニ關係アル者ノ請願ニ依リ其河底ヲ改修シ鮭鱒等ノ通路ヲ開通セシムヘシ而シテ之カ爲メ損害ヲ被ル者アラハ則チ之ニ相當ノ補償ヲ給ス但シ河底ヲ改修スルニ因リ水車及暗溝疎通ノ道ニ害ナキヲ要ス

(愛、維多利十三、十四年ノ法律)



十九、産卵後身体枯衰セル鮭ヲ漁スルコトヲ禁ス

幼魚ノ漁獲ヲ禁ス

鮭ノ産卵ヲ擾害スルノ罪

二十、第二項ニ列擧シタル魚苗及魚類ニシテ左ニ示シタル寸尺ニ充タサルモノハ堰斷水中ニ漁撈シタルト堰斷セサル水中ニ捕獲シタルトヲ論セス總テ之ヲ店頭ニ排置シ販賣シ或ハ運搬スルコトヲ得ス  
(獨、バツリア州漁業法中)

二十一、沿海ト内地トヲ問ハス總テ堰斷セサル水中ニ於ケル漁業ニ於テハ左ノ條項ヲ遵奉スヘシ

(一) 總テ魚苗ヲ捕獲スルコトヲ禁ス

(二) 左ニ列記スル魚類ハ其寸尺頭ヨリ尾ニ至ルマテ少クトモ左ニ示シタル數ニ達セサルモノハ之ヲ捕獲スルコトヲ許サス

(三) 第二項ニ揚ケタル魚類ニシテ其下ニ示シタル寸尺ニ達セサルモノハ魚餌ニ供用スル事ヲ禁ス

(四) 第二項ニ揚ケタル魚類ニシテ其ノ下ニ示シタル寸尺ニ充タサルモノハ魚餌ニ供用スル事ヲ禁ス

(五) 養魚地ニ放養スルカ爲メ幼少ナル魚蝦ヲ漁獲スル時ニ限リ監視廳ヨリ漁權所有者ニ限リ特許ス

ルコトアルヘシ然レトモ此ノ許可ハ何時ニテモ取消ス事ヲ得ヘシ

二十二、何人タリトモ左記ノ數事若クハ其一事ヲ爲スハカラス

(一) 漁撈ノ目的ヲ以テ魚卵ヲ採ルコト

(二) 鮭卵ヲ賣買シ又ハ之ヲ賣物ニ附シ若クハ之ヲ所有スルコト

本條ニ違返スルモノハ每犯二磅以下ノ罰金ニ處ス(英、鮭漁業條例第九條)

二十三、結節ヨリ結節マテノ廣サ二吋ヨリ狭キ網目又ハ網ノ濕リタルトキ各網目ノ周邊ヲ測リテ八吋ニ足ラサル網目ヲ用ヒテ鮭ヲ捕ヘ又ハ之ヲ捕ヘンコトヲ企圖スヘカラス又使用スル網目ヲ實際ニ狭少ナラシムル方法ヲ以テ二網又ハ其以上ノ網ヲ相重ネ或ハ接近シテ置クカ若クハ帆布ヲ以テ網ヲ被覆スルカ又ハ鋼目ニ關スル本條ノ條規ヲ遁ル、カ如キ如何ナル他ノ奸策ヲ行フモ本條ニ背反スル所業ト見做スヘシ  
(英、鮭漁業條例ヲ十條一八六一)

二十四、何人ニ限ラス左ニ揚ケタル事項ヲナスヘカラス

(一) 産卵後ノ鮭ヲ故意ニ捕ヘ殺シ又ハ害シ又ハ捕ヘント企圖スルコト

(二) 産卵後ノ魚ヲ賣買シ又ハ販賣ニ附シ又ハ之ヲ所有スルコト或ハ其事ヲ行フコト

(英、鮭漁業條例第十三條一八六一)

二十五、何人タリトモ左記ノ事項又ハ其事ヲ爲スヘカラス



- (一) 故意ニ幼鮭ヲ捕ヘ又ハ殺害スルコト
- (二) 幼鮭ヲ賣買シ又ハ販賣ニ附シ又ハ之ヲ所有スルコト
- (三) 幼鮭ノ通過ヲ妨ケンタメ或ル機工ヲ裝置スルコト
- (四) 故意ニ幼鮭ヲ害スルコト
- (五) 故意ニ産卵床又ハ鮭卵ノアルヘキ水堰又ハ淺所ヲ攪亂スルコト

(英、鮭漁業條例第十五條一八六一)

二十六、何人タリトモ鮭ノ産卵スル又ハ其産卵床ニアリ又ハ其近傍ニアルトキ故意ニ之ヲ捕フルタメ攪亂シ又ハ捕ヘント企圖スヘカラス  
(英、鮭漁業條例第十六條一八六一)

### 第四章 遡河魚保護ニ關スル事項

- 一、愛爾蘭ノ海濱海潮ノ出入スル河川及河口濱瀆、河瀆ニ接近スル潮路ニ於テ魚ヲ捕ル爲メ魚築定置ノ網具若クハ網ヲ張ルヘキ器械ヲ設置スルモノ皆ナ法律ノ許サ、ル所ナリ犯スモノハ一封度以上十封度以下ノ罰金ニ處シ其捕フル所ノ魚一尾毎ニ十志林ヲ加ヘ且ツ其魚築等ヲ沒收ス一タヒ懲罰ヲ受ケタルモノ後再ヒ之ヲ設クル者ハ其現物ヲ沒收シテ十封度ノ罰金ヲ課シ一日毎ニ二封度ノ罰金ヲ加フ  
(愛、維多利十三、十四年法律)

- 二、河中河口若クハ河口ヨリ三英里以内ニ於テ一切袋網ヲ設クルヲ禁ス犯スモノハ其網並ニ獲ル所ノ魚ヲ沒收シ一日毎ニ五封度以上二十封度以下ノ罰金ヲ課ス (右令)
  - 三、天然ノ湖河ニ設置シタル水閘堰堤其他全ク昇降魚ノ通行ヲ遮斷シ若シクハ著シク之ヲ妨碍スヘキ建築物ノ所有者ハ左ノ場合ニ於テ魚道ヲ布設スルノ義務アルモノトス
    - (一) 政府ニ於テ魚道ノ布設ヲ公益ト見認シタル時
    - (二) 右條ノ建築物ノ上流若クハ下流ニ於テ漁業ヲ營ムノ權利ヲ有スル一個人若クハ組合ヨリ魚道ノ布設ヲ請求シ縣廳ニ於テ此ノ方法ヲ堰水權所有者ニ示シタル後右ノ請求ヲ許可シタル時
  - 四、水車場ニ注導スル堰溝若クハ水車ノ中ニ於テ魚ヲ捕フルモノ
    - 何人ヲ論セス又何レノ時ヲ問ハス水車場ニ用フル貯池、堰溝、水車、及製造所ニ通スル水道、溝渠等ニ於テ鮭及其他ノ諸魚並ニ魚仔ヲ捕リ若クハ之ヲ殺シ及ヒ之ニ妨害ヲ加フル爲メ一切ノ網具格子籠等ヲ施スモノハ(法律ニ從ヒ釣竿ヲ以テ魚ヲ釣ルモノノ外)其器械ヲ沒收シ且十封度ノ罰金ニ處シ水車若クハ製造場ノ所有者若クハ使用者ノ其事ヲ預リ知ラサルノ證アルニ非レハ所有者若クハ使用者ノ意ニ出ツルモノトシ亦其罰ヲ論スヘシ
- 凡ソ溝渠水路若クハ水門等鮭ノ往來スル海水ト相連ル時ハ所有者ハ必ス其分流ノ場所ニ於テ疎隙ノ間廣サ二吋ニ過キサザル格子ヲ設ケ毎年三、四、五月ノ三ヶ月間及其他鮭鱒等ノ幼ナルモノ上流



ヨリ下流ニ赴クヘキ時季ニ至ル毎ニ更ニ細密ナル鐵鋼若クハ網具ヲ格子ノ全面ニ布張シ幼魚ヲシテ溝渠ニ入ルコト勿ラシムヘシ法ニ違反シテ故ニ之ヲ設ケサル者ハ十封度ノ罰金ヲ科ス

五、夜間漁業ヲ行ヒ産卵ヲ妨クルコト

何人ヲ論セス日没ヨリ日出迄ノ間河岸、河邊ニ在テ漁火若クハ燈火ヲ點シ及魚鱈魚又ハ若クハ其他之ニ類スル器械ヲ以テ鮭若クハ其他ノ魚ヲ捕ヘントスルモノ及ヒ何時ヲ論セス卵ヲ産マントスル魚及卵ヲ産スヘキ場所ニ於ケル魚ヲ採捕シ其産卵ヲ妨ケ若クハ之ヲ捕エンコトヲ謀リ（法律ニ許ス所ノ時期中ニ於テ釣ヲナス者ノ外）又ハ鮭鱈族若クハ其幼ナルモノヲ捕エン爲メ河若クハ水車場ニ導注スル水路ニ堰塞ヲ設ケテ之ヲ遮斷シ之ヲ横溢セシメ又ハ之ヲ涸渴セシムル者ハ皆其器械ヲ沒收シ更ニ十封度ノ罰金ヲ科スヘシ（愛、漁業法）

六、水車場ニ用フル水堰ノ附近ニテ網ヲ用フルモノ何人ヲ論セス維多利十三、十四年第八十八章ノ法律ノ公有以前二十年間專漁ノ權ヲ有スルモノト雖モ合格ノ開孔若クハ魚道ヲ設ケサル水堰ヨリ五十碼以内ニ於テ漁業ノ爲メ一切ノ竿、網具ヲ用フルヲ得ス（但シ釣竿ノミヲ用テ魚ヲ釣ルハ法禁ニ非ス）（愛、漁業法）

七、鮭ヲ産スル河川ヨリ引水スル用水路ニ官費ニテ魚止ヲ設ク

（英、一八七三年改正漁業法第五十八條）

八、河畔ノ土地占有者所有者ハ魚止ヲ保護スヘシ（英、一八七三年改正漁業法第六十一條）

九、加奈太主務大臣ヨリ建造圖式ヲ添テ魚道ノ設置ヲ命ス

魚道工作費ノ半額ヲ補給ス

魚道ニハ一定ノ水量ヲ通スヘシ

土地所有者又ハ占有者之ヲ肯ンセサルトキハ強制シテ其費用ヲ裁判手續ニヨリ徴收ス

（加奈太漁業法第三十一條第七十一條二二七八、二二七九、二二八〇）

十、水路ニ障礙物ノ造築アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ撤去セシム水面ニ障礙物ヲ存置スヘカラス

（加奈太漁業法第三十四條）

十一、魚道ニ障害ヲ與フヘカラス

（加奈太漁業法第三十一條）

十二、魚道ハ當局ニテ修理ス

（オレゴン州漁業法第四百十條）

十三、水力「タービン」ヲ要スル事業者カ魚止ヲ設置セントスルトキハ費ヲ負擔スヘシ工業條例第十六條ニヨリ認可スヘキ堰ニ要スル「タービン」ニ就テ之レカ認可官廳其處分ヲ命シ其他ノ「タービン」ニ就テハ地方長官之カ處分ヲ命ス

（プロシヤ漁業法第一百一條）

十四、何人ト雖モ本州内ノ水流ニ於ケル州立魚道ヨリ八十「ロット」以内ニ於テハ其方法ノ如何ヲ問ハス魚類ヲ捕獲シ若クハ之ヲ捕獲ヲ企圖スヘカラス

（北米、州設魚道近傍漁業禁止條例一八七五）



十五、ヲスウキコ海若クハカンガ湖ヨリヲンタリヲ湖ニ注ク其他ノ諸川ニ於テカンガ湖ニ湖上スル鮭魚ノ通路ヲ妨害スル爲布設セル堰ノ所有者ハ其一人タルト數個人タルト又ハ州タルトヲ問ハス該堰ヲ改築シ該川ノ水道内ニ於テ滑ニ鉋削セル板ヲ以テ巾五呎以上ノスロープエブロン（斜傾セル臺）ヲ作り三十度以下ノ角度ニテ堰下ヨリ堰下ノ川底ニ達セシメ一呎以上ノ巾ヲ有スル板ヲ其兩側ニ付シ水ヲ保持セシムヘシ「エブロン」ノ接續點ニ於テ一呎以上切り下ケ川ヲ上リ堰ヲ超エテカンガ湖ニ移轉スル鮭魚ニ自由ニ通行ヲ許スニ必要ナル水勢及水深ヲ該臺上ニ保タシムヘシ

（北米、カンガ湖鮭保護條例一八六二）

十六、魚道ハ堰ノ一端ニ設ケ其深サハ一呎以上タルヘク其幅ハ該堰上ノ水中ニ移轉セントスル魚類ヲ容ルニ足ラシムヘシ此魚道ハ三十度以下ノ角度ニテ設置シ全ク堰下ノ流水ニ達シ且高サ一呎以上ノ縁ヲ其兩側ニ設ケ水量ヲ保護スヘシ

（北米、オスウキゴ河及セネク河州堰魚道建設ニ關スル條例一八八六）

十七、流水中ニ於テ兩岸ヨリ相對シテ据付ケ魚具ノ設置ヲ爲ス時ハ其流水ノ最深キ所ニ双方ノ魚具終點ヲ置キ且ツ双方ノ魚具ノ間ニ流水全幅ノ三分ノ一ニ相當スル空隙ヲ作ルヘシ且ツ其幅ハ三「ヤール」ニ過クルヲ要ス

（丁、漁業法第五十五章中一八七四）

十八、水力工場ノ所有者ハ魚類ノ機械中ニ陥ルコトヲ防止スルニ適當ナル装置ヲ設クルノ義務アリ

リ

水力工場及灌溉装置ノ所有者ハ右ノ外積水ノ目的ヲ以テ川及ヒ小川中ニ堰堤ヲ装置スルニ際シ魚類ヲシテ能ク其上流ニ逆ルコトヲ得セシムヘキ可及的ノ装置ヲ設クルノ義務ヲ有ス

水量不足シテ巨材ヲ流下シ難キ川及小川ニ於テハ鯨其他魚類ノ産卵期間（禁漁期間）桴材ヲ流スヲ許サスコノ期日内偶然右ノ魚類ヲ捕フル時ハ直ニ水中ニ放置スヘシ（端西漁業法一八七五年）

十九、何程ノ据付機械ニ拘ラス或ハ池水又ハ湖水中ノ鮭ヲ捕フル爲メ又ハ鮭ヲ捕ヘ易カラシメンカ爲メ（又ハ隨意通行ヲ阻止シ若シクハ妨害スルカ）ニ之ヲ装置シ又ハ使用スヘカラス

（英、鮭漁業條例第十一條一八六二）

二十、水堰ニ就テハ左ノ規則ヲ遵守スヘシ

（一）此條例發行ノ時、免許、特許、又ハ古來ヨリノ慣習ニ依リ使用上合法タリシ漁業及漁用水車堰ヲ除クノ外鮭ヲ捕フルタメ又ハ捕ヘ易カラシメンカタメ何等ノ水堰ヲモ使用スヘカラス

（二）何人タリトモ釣竿及繙絲ヲ以テスルノ外水車場ノ上流下流若クハ水堰ノ下五十「ヤード」内ニテ鮭ヲ捕ヘ又之ヲ捕ヘント企圖スヘカラス然レ雖モ斯ル水車場又ハ水堰ニハ内務官カ許可スヘキ形狀及廣サノ魚道ヲ附シタルモノハ此限りニ非ス（英、漁業條例一八六一第十二條）

二十一、都府ニ水ヲ供給センカ爲メ又ハ船筏ヲ通スヘキ運河ニ水ヲ供給センカ爲メ使用シタル人造ノ堀



割ヲ以テ本流外ニ鮭又ハ鮭ノ幼魚ヲ導ク場所ニ於テハ其堀割ヲ管理スル會社又ハ人ハ此條例ノ施行後六ヶ月以内ニ自費ヲ以テ鮭又ハ鮭ノ幼魚ノ遊下ヲ防ク爲メ其堀割ヲ横キリテ欄柵ヲ建設保存スヘシ

(英、鮭漁業條例一八六一年第十二條)

二十、縣令ハ船筏ノ通スル運河及河川ノ漁權ノ買主及其他河川ノ漁權所有者ノ請求ニ依リ定マリタル場所ニシテ定規ノ時期中貴重ナル魚族ヲ蕃殖セシムル目的ヲ以テ或ル種類ノ魚ヲ滅盡スル爲メ異常ノ捕魚及其方法ヲ使用スルコトヲ許可スルヲ得ヘシ

(佛、河漁ニ關スル總規則ノ布告一八六八年第十四條)

二十三、河川漁業組合格程準則

(獨、プロシヤ漁業法第十條)

二十四、捕魚ノ目的ヲ以テ水流中ニ漁具ヲ裝置スル者ハ平水ノ時兩岸ヨリ測定シタル水面ノ半徑以上ヲ遮斷シ且ツ左ノ如キ漁具ヲ接近裝置シテ魚類ノ交通ヲ妨礙スルコトヲ得ス

(獨、プロシヤ漁業法第二十條一八七四)

二十五、州廳ハ魚道及ヒ魚梯ヲ設クヘキ水工場ヲ指定スヘシ

(端西漁業法施行規則一八七五年)

二十六、監察司ハ内務當局ノ承認ヲ經テ水路ノ狀況ニ依テ鮭又ハ其產卵床ノ毀害セラルヘキ水流中ニ鮭ノ入來ルヲ防カン爲メ内務當局ノ認可スル方法ヲ施行スルヲ得然レトモ製造、農業、疎水又ハ航

通ニ利用シタル用水權ハ之カタメニ妨害セラレサルモノトス

(英、威爾斯、鮭漁業條例第六十條一八七三)

二十七、一八六一年ノ鮭漁業條例ニヨリ監察司ヨリ其漁業區内ノ魚道又ハ自由通過口ニ改良ヲ加フヘキ意見ヲ具陳セルモノヲ内務當局ニ稟請スル時ハ内務當局ハ左ノ魚道又通過口ヲ變更スルコト若クハ新ニ他ノ位置ニ魚道又ハ自由通過口ヲ造設スルコトヲ得監察司ハ其諸經費ヲ支辨スヘシ而シテ一河ヲ數流ニ分チタル時ハ其各支流ハ別河ト見做スヘシ

(英、鮭漁業條例一八六五)

二十八、監察司ハ一八六一年鮭漁業條例ニヨリ築水堰漁用水車堰又ハ障害物ニ魚道ヲ附設シ能ハサル時ハ其所有者又ハ監察司ハ其水堰ニ接シタル河岸ノ地ヲ魚道ニ必要ナル丈買上ノ許可ヲ得ルコトヲ内務當局ニ請求スルコトヲ得

(英、威爾斯鮭漁業條例第五十條一八七三)

二十九、監察司ハ漁區内ニ於テ徵收スルノ權アル免許權ノ外ニ鮭ノ通過ヲ容易ナラシムルタメニ施シタル又ハ施サントシタル改良ノ費用ヲ支出スル爲メ内務當局ノ裁定ヲ得テ時々漁區全般ヨリ一ケ年ニ於テ各人ノ拂込タル免許稅額ノ二割五分ヲ超過セサル附加稅ヲ徵收スルコトヲ得

(英、威爾斯鮭漁業條例第五十七條一八七三)

三十、公有水面ニ障壁水堰、堤防等ヲ設ケ魚類ノ來往ヲ妨クルモノハ自費ヲ以テ魚道ヲ設ケ維持スヘ



シ (プロシヤ漁業法第百十五條百十六、百十七、百十八條)

三十一、公魚ノ制、英國ニ於テハ何人ト雖モ海中及舟楫ヲ通スヘキ江河ニ於テハ任意ニ一切ノ水族蝦ヲ捕フルコトヲ得ハ法律之ヲ制限檢束スル所ナレトモ英國習慣法ニ水族中特ニ英王ニ公魚アリ之ヲ Royal Fish ト云フ法律ニ之ヲ載ス(エドワード第二世十七年一三二四年法律第一章)今日ノ法律ニ籍リ規矩檢束スル者ハ鮭ノミナリ

三十二、人造溝モ必ス格子ヲ設クヘシ市邑ノ用水ニ供スル溝等鮭ノ往來スル水ニ通スル時ハ必ス格子ヲ設ケ鮭又ハ其幼魚ノコレニ入ルヲ防クヘシ格子ヲ設ケスシテ鮭カ之ニ入ルトキハ溝ノ所有者ハ訴ヲ被ムルヘシ又其近隣ニ於テ漁業權ヲ有スル者ハ其所有者ノ懈怠ニ因リ損害ヲ受クルヲ以テ之ニ對シテ被害ノ訴ヲ起スコトヲ得 (英、ビクトリヤ二十四、二十五年、第百九章鮭漁業律)

三十三、魚道附設ニ關スル定例 鮭漁業律公布以前ヨリノ適法ノ水堰ト雖モ漁業權者尙ホ其所有者ニ告ルニ魚道ヲ附設セントスルノ意ヲ以テシ且ツ其様式構造ヘ方法ヲ明示シ之ヲ內務大臣ニ出願スヘシ內務大臣ハ双方ノ意見ヲ尋問シテ而シテ後許可スヘシ、同漁業律公布以後鮭ノ往來棲息スル水流ニ水堰ヲ設ケ若クハ之ヲ増廣改築シ鮭ノ通路ヲ妨クルニ足ルモノハ之ヲ築造スルモノ必ス內務大臣ノ認可スル方式ニ隨ヒ自費ヲ以テ魚道ヲ開設スヘシ適法ノ魚道ヲ附設シタル時ハ水車ニ轉注シ水路ヲ沒疏シ若クハ暴漲ヲ防ク等一時己ムヲ得サルモノノ外平素他ノ水閘ヲ閉鎖シ水ヲシテ常

ニ魚道ノミヲ流過セシムヘシ犯ス者ハ一時間毎ニ五志林ノ罰金ヲ科ス (以上右同)

三十四、鮭鱒ヲ産スル河川ニ樋ヲ造ルモノハ商務院ノ指令ニ依リ魚道ヲ設置スヘシ

(英、一八六一年淡水漁業法改正令第二十三條第二十四條)

三十五、保護委員ノ改造變更命令 (英、一八六五年淡水漁業法改正令第二十五條第三十二條)

三十六、魚道ヘノ供水ヲ怠ルヘカラス (英、一八六一年淡水漁業第二十六條)

三十七、魚道ニ依ル損害ノ求償 (英、一八六一年淡水漁業第五十九條)

三十八、魚道ヲ毀損シタル者ノ處罰 (英、一八七三年改正淡水漁業法第四十八條)

三十九、鮭通路ノ妨碍物ノ買収又ハ移轉費ヲ給ス (英、一八七三年改正淡水漁業法第四十八條)

四十、魚道工事ニ關スル賠償 (英、一八七三年改正淡水漁業法第五十四條)

四十一、鹹其他水路ノ檢査監督 (英、一八七三年改正淡水漁業法第五十六條)

四十二、魚道維持費ヲ免許料ニ附加ス (英、一八七三年改正淡水漁業法第五十七條)

四十三、當局ハ圖式ヲ示シテ魚道設置ヲ命令ス水量ヲ通スヘシ地勢上魚道ヲ設ケ難キ時ハ設計圖ニ依リテ孵化場ヲ設ケシム又ハ幼魚ノ移植ヲ命ス以上反スルモノハ百五十弗以上百日以上ノ罰金又ハ禁錮ニ處ス且ツ之ニ付査問會ヲ設ク (カリフォルニア漁業法第六百三十七條)

四十四、水路及魚道設置ヲ命令ス (オレゴン州漁業法第四十四條)



四十五、引水路ニハ魚止ヲ設ケシム (オレゴン州漁業法第六十六條)

四十六、川内ノ魚道ヲ監視ス (オレゴン州漁業法第三十九條)

四十七、引水ニハ樋口ニ魚止ヲ設クヘシ

當否ニ關シ審問會ヲ開クコトヲ得強制施設ヲナシタルトキハ訴訟ノ手續ニヨリ費用ヲ辨セシム

(カルホルニア漁業法第六百二十九條)

四十八、引水路ハ當局ノ検査監督ヲ受ク設計圖ヲ具シテ魚止ヲ命スルコトヲ得

四十九、水面ハ猥リニ魚ノ通過ヲ妨クヘカラス (加奈太漁業法第四十一條)

五十、魚止ヲ常ニ有効ナラシムヘシ(以上加奈太漁業法第四十二條、第七十四條、第三十五條)

五十一、一定時若クハ一定量ヲ限リ水ヲ他ヘ引用スルコトヲ得引用權利者カ一定時日前ニ之ヲ漁業者ニ

通告スルコトヲ警察令ヲ以テ定ムルコトヲ得 (プロシヤ漁業法第三百三條)

五十二、漁業ノ爲メニ引用スル際ハ己ニ存在スル堰ハ正規ノ機能ヲ妨クルヲ得ス

(プロシヤ漁業法第三十二條)

五十三、水利ニ關スル處置ヲ共同經營スル意志ナキトキ本流ノ漁業權者ノ希望ニヨリテ前者ノ漁業權者

之ニ讓渡スヘシ (プロシヤ漁業法第三十三條)

五十四、他ノ水面ニ連接スル河川湖沼ノ漁業權者ハ水口ヲ閉鎖シテ魚類出入ヲ最小限トスル請求ヲナス

ヲ得

灌溉排水溝ニ連接スル場合ハ漁業ニ不利ナラサル時期ニ於テ漁業ヲ休止セシムルコトヲ得

漁業ヲ休止シ得ヘキカ否カニ關スル爭議アルトキハ郡(市)參事會之ヲ決定ス

(プロシヤ漁業法第三十四條)

五十五、水利法第三百七十八條及第三百八十條ニ依ル權利ニ基キテ流動物ヲ水面ニ流出シ漁業ヲ害スル

トキハ漁業權者ハ右ノ事業主ノ事業ヲ著シク害セサル限リニ於テ之カ除害又ハ輕減ノ設備ヲ要求

スルコトヲ得

(プロシヤ漁業法第二百二條)

右ノ裝置ニ就テハ地方長官之ヲ定ム右ノ除外及附則

### 第五章 孵化場獎勵ニ關スル事項

一、鑄詰工場經營者ニシテ人工孵化事業ヲナス場合紅鱒、ますのすけ、稚兒一千尾ヲ放流スル毎ニ鑄詰十箱ヲ無稅トス (アラスカ漁業法第二條)

二、ハドソン河ノ本州ノ所轄ニ屬スル部分ニ於テハ網器捕獲ヲ許容シタル魚類ヲ漁獲スルカ爲メ網器ヲ使用スルノ際ニ鮭魚ノ羅網セルトキハ損傷スルコトナク直チニ水中ニ放還スヘシ此規定ハ政府又ハ公有孵化場ノ行爲若クハ政府又ハ公署ニ於テ該魚ノ人工蕃殖ヲ圖ル場合ニ適用セス



- 三、フランククリン部中マコムハ孵化場ノ用地トシ地區内ノ立木ハ孵化場建築用及薪料用ニ要スルノ外代探スヘカラス
- 四、クツトルクリーア池其流出口又ハ該地内ノ他ノ水面ニ於テ漁撈シ又ハ漁撈ノ目的ニテ此ノ地所ニ立入ルヲ許サス此等ノ水面ハ單ニ魚類ノ孵化場用幼魚ノ育成場用及魚類繁殖事業試験用トシテ漁業委員ノ處有ニ屬ス (北米、アデイロンダック魚類孵化場用州有地使用許可條例一八八五)
- 五、鱒孵化場私設法 (オレゴン州漁業法第四十七條)

### 第六章 魚築ニ關スル事項

- 一、魚築ニ關スル定例 築ノ廣サ水量最低水時ノ水面ノ半ニ過タルモノハ必ス法律ニ定ムル所ノ方式位置ニ隨ヒ開孔一ヶ所ヲ設ク以テ魚族ノ通路ヲ開クヘシ若シ開孔ヲ設ケサルモノハ一日毎ニ五封度ノ罰金ヲ科ス (英、漁業律)
- 二、魚築ニ關スル法律 (英、大約章中)
- 三、築ハ必ス開孔一ヶ所ヲ設ケ堰堤ハ必ス魚道一ヶ所ヲ設ケ魚族ヲシテ通過セシムヘシ開孔若クハ魚道ナキ堰堤ヲ設ケル水車場ノ上下流堰堤ヨリ五十碼以内ノ水面ニ於テ魚ヲ漁スルコトヲ得ス

- 四、魚道漁場ノ所有者(又ハ監察司)ハ内務官ノ承認狀ニ悖テ此ノ條件ノ發行セシ時既ニ現存セル各水堰ニハ魚道ヲ造設スヘシ何人タリトモ此條例ノ發行後鱒ノ發見セラルル諸水中ニ新ニ水堰ヲ築造スルカ又ハ魚ニ障害ヲ増スヘキカ如ク既ニ築造シタル水堰ヲ高メ又ハ變更スルモノハ内務官ノ定メタルカ如キ形狀及大サノ魚道ヲ定置ノ有様ニ附着シテ存置スヘシ
- 水堰上ヲ溢流スヘキ水ヲ排出スルタメ水門アリテ水車用ノ爲メ水ノ必要ナキトキ及日曜日ニハ魚道ヲ經テ流通セシムル様常ニ其水門ヲ閉置クヘシ而シテ之ヲ怠ルモノハ其怠慢セシ時間中一時毎ニ五志ヲ超過セサル罰金ニ處ス(英、鮭漁業條例第二十四、二十五、二十六條、一八六一)
- 五、魚築ハ水ノ最モ少ナキ時ニアリテ水流ヲ横キリ半幅以上延長スル場合ニ於テハ此條例ノ權ニ據リ内務官カ別ニ准許ヲ與フルニ非ラサレハ左ノ規則ニ從テ自由通過口ヲ設置スヘシ
  - (一)自由通過口ハ魚築ノ横ハレル場所中水流ノ最モ深キ所ニ設置スヘシ
  - (二)通過口ノ兩邊ハ魚築ニ於テ水流ノ方向ト一線及平行ナラシムヘシ
  - (三)通過口ノ底ハ通過口ヨリ上流下流ノ天然河底ト平準ナラシムヘシ
  - (四)通過口ノ幅ハ其最モ狹隘ノ處ニ於テ流幅ノ十分ノ一ヨリ少カルヘカラス但シ此ノ通過口ハ四十分ヨリ廣濶ナルヲ要セス又何等ノ場合ニ於ケルモ三呎ヨリ狹隘ナルヘカラス

(英、鮭漁條例第二十七條一八六一)



六、魚築及漁用水車堰堤ニ捕魚箱及「クリブ」ヲ造設センニハ左ノ規則ヲ遵守スヘシ

(一) 礎材ノ上面ハ河床ト平準ナラシムヘシ

(二) 魚箱又ハ「クリブ」ノ曲流若クハ上流ニアル邊側ノ水開又ハ「インスチール」ハ互ニ二吋ヨリ近カラシムヘカラス又之ヲ取除キ得ル様ニナシ置キ且ツ錘直ニ之ヲ裝置スヘシ

(英、鮭漁業條例第二十九條一八六一)

七、溝渠舟楫ノ通スヘキ河川ニ於テ魚族ノ往來ヲ妨クル爲メ築ヲ架シ其他之ニ類スルモノヲ設クルコトヲ得ス若シ此ノ禁ヲ犯ス者ハ五十フラン以上五百フラン以下ノ罰金ヲ課ス

(佛、漁業法、一八二九年第二十四條)

八、監察司ハ各年指定シ得ル時期中其ノ司ノ費用ヲ以テ水車場又ハ他ノ建物ノ所有者又ハ占有者ニ相當ノ通知ヲ爲シタル後或ル水流、水車用水樋、渠又ハ其他或ル目的ヲ以テ鮭ノ來ル河ヨリ水ヲ送ルタメニ引キタル水路中其河ヨリ分流シ若シクハ湊合スル點若クハ其近傍或ハ又他ノ相當ノ場所ニ於テ監察司カ定メタル形狀大小ノ篲ヲ裝置ヲナスヘシト命スルヲ得

(英、威爾斯鮭漁業條例一八七三第五十八條)

九、篲ヲ築造スルニ當リ内務當局ハ其便宜ト認ムル場合ニ於テ鮭ノ築設ニヨリ生シタル水流ノ減少ヲ償フニ必要ナル丈ケ監察司ノ費用ヲ以テ水路、水車用水樋、渠、窠若クハ其他ノ水路ヲ擴開セシ

ムルヲ得、又ハ痛ク流水上ニ來タセル減少若クハ其ノ受クル妨害ヲ防カンカタメニ他ノ方法ヲ施スヘシ

(英、威爾斯鮭漁業條例第五十九條一八七三)

十、開孔魚築ハ必ス法律ノ定ムル式様ニ從ヒ魚族往來ニ通スヘキ開孔一個ヲ穿ツヘシ開孔ヲ設ケル爲メ損失スル所アリト雖モ之ノ補償スルコトナシ魚築ノ所有者ハ平素心ヲ留メテ魚ノ開孔ヲ通過スルヲ妨クルモノヲ撤去シ其ノ通路ヲ疏通スヘシ

河ノ廣サ四十英尺ニ過キスシテ其中ニ適法ノ魚築ヲ設クル時ハ綜理委員魚築ニ開孔ヲ穿タシメスシテ唯二十四時間ノ間毎週禁期ノ時限ヲ長クスルコトヲ得

鮭ノ往來スル河水ノ力ヲ藉リテ水車ヲ轉シ及ヒ水力ヲカリテ物ヲ製造スル爲メ堰塞ヲ設クル者其堰塞ニ魚ノ往來ヲ通スヘキ開孔若クハ魚道ヲ穿サルトキハ水車ノ運轉ヲ停メ若クハ水力ヲ用ヒサルコトアル毎ニ必ス其水開ヲ抽閉シ水ヲシテ融通セシムヘシ無開孔若クハ魚道ノ設ケアル者ハ平素無水開ヲ閉鎖シ水ヲシテ導キ開孔若クハ魚道ヲ流過セムヘシ

### 第七章 魚田ニ關スル事項

一、養魚場ノ保護ハ警察令ヲ以テ定ム (プロシヤ漁業法第百六條)

二、養魚池ノ水路堰門ヲ毀損スヘカラス (英、一八六一年毀損法三十二條)



三、捕魚及魚ノ運送ニ關スル規則ハ魚族蕃殖ニ供スル種魚及ヒ池中養魚ニ供スル細魚ニモ適用ス  
四、池中ノ魚ハ池ノ所有者ニ屬スル貸貸ニ付スルコトヲ得

(佛、河漁法一八〇九年第二條)

五、漁業禁期中養魚場又ハ池ニテ漁獲シタル魚ヲ運送シ或ハ之ヲ賣却スル者ハ其魚ノ產地ヲ證明セサルヘカラス

(佛、河漁ニ關スル總規則布告一八六八年第四條)

六、養殖場經營法

(一九一七年カリフォルニア州養魚法第一條第三條)

七、養殖魚ニ附箋ヲ要ス(一九一七年カリフォルニア州養魚法第四條第五條第六條第九條)

八、養魚池ハ許可ヲ得タル後海水ヲ引入ルルヲ得ヘキ私有地内ニ設置スルヲ得ルモノトス

(佛、海軍區規則第五百七條一八六六)

九、他人ニ屬スル魚類ノ容器、孵化用泉水或ハ魚兒飼蓄又ハ保護ノ爲メニ設ケタル容器中ノ魚類ヲ取ルモノハ竊盜ヲ以テ論ス

他人ニ屬スル池、湖水、器等ニシテ水ノ流注、流出ノ口ナキモノノ魚類ヲ取りタルモノ亦同シ

(丁、漁業法第七十條一八七四)

十、澤水ノ場合ニ於テ漁業權所有者ハ水ノ常床外ナル他人所屬ノ河岸地ニ成形ツタル水沼中ニ於テ魚類ヲ捕獲スル權利ヲ有ス但シ損害豫防ノ爲メ必要ナル設備ヲナシ實際損害ヲ生シタル時ハ賠償

ノ責ニ任ス此土地所有者ハ汎溢シタル水カ常床ニ復舊シタル後殘留セル魚類ヲ自己ノ所有ト爲スノ權ヲ有ス然レ雖水床ニ魚類ノ再歸ヲ防害センカ爲メ如何ナル方法ヲモ施行スルコトヲ得ス

(澳、内水面漁業律第六條一八四五年)

十一、養魚池以外ノ水面ニ定置漁具ヲ以テ水面ノ半以上ヲ遮斷スルヲ得ス

定置漁具ヲ近接ニシテ魚ノ來往ヲ阻ムヘカラスコノ施行規則ハ警察令ヲ以テ定ムルヲ得

(プロシヤ漁業法第三十五條)

十二、漁業權者ト水面利用權者トノ爭議ハ調停法ニ依リ用水量、用水時、用水方法ヲ決定スルコトヲ得

十三、漁撈ノ目的ヲ以テ水流ヲ乾涸スルヲ禁ス若シ他ノ目的上流ヲ乾涸スルヲ要スル場合ニ於テハ成ルヘク早ク其旨ヲ養魚池所有者若クハ賃借人ニ通知セサル可ラス

十四、海濱、公有水面及ヒ領海ニ付テ魚類其他水族ノ育養又ハ珊瑚、海綿ノ養殖ヲナサントスル者ハ九十九年以下ノ期限ヲ以テ特許ヲ受クルコトヲ得

此ノ特許ハ公益上必要トスル條件其他事業ノ實行ヲ確保スルニ缺クヘカラサル條件ニ從フモノトス

(伊、漁業法第七條一八七七)

十五、蕃殖ニ供スル湖水池沼瀦水ノ海水ニ通スル入口其前面及兩端ノ巨離二百米以内ニ於テハ漁業ハ漁網、漁具ノ種類如何ヲ問ハス何時ニテモ行フコトヲ得ス(伊、漁業法施行規則第四條一八七七)



## 第八章 養蠔ニ關スル事項

三六

一、蠔實入場附近ノ水面ヲ航行スルコト蠔實入場在ル所ヲ知リテ而シテ之ヲ回避スヘキニ回避セス故ラニ舟ヲ進メテ踪籍スル者ハ被害ノ訴ヲ受ヘシ

(英、ワイトリア二十四年、二十五年、九十六年)

十二、牡蠣ヲ窃ムノ罪何人ヲ論セス他人ノ有ニ屬シ若クハ其他人ニ屬スルコト明確ナル牡蠣ノ牡蠣實入場若クハ蠔苗ノ發生場ニ於テ牡蠣若クハ蠔苗ヲ窃取スルモノノ罪ハ重罪ニ屬シ重罪盜犯ノ刑ヲ以テ之ヲ罰スヘシ

(英、ワイトリア二十四年、二十五年、九十六年)

十三、蠔養殖場ニテ水深四尋以内ノ所ニテ又手熊手成搔ヲ用フヘカラス稚介(カキ)ヲ不適當ノ所ニ放置スヘカラス右ノ罰則

(オレコン州漁業規則第一五五條第一五六條)

四、蛎房蛎床ヲ作ルノ權海及河口ニ接近スル土地ノ所有者及借主ハ漁業總理委員ノ認可ヲ得テ新ニ蛎房ヲ作リ濱海中箇所ヲ區劃シテ蛎床ヲ營ムノ地トナスコトヲ得但シ之カ爲メ公衆一般ノ權利ヲ害スルヘカラス

(英、漁業法)

五、牡蠣貽貝養殖私設ノ免許

(一八六八年、英佛、條約施行法第四十條)

六、同上養殖場境界標ヲ設クヘシ(一八六八年英佛、條約施行法第四十二、四十五、五十四條)

七、同上免許期間ハ六十年以内

(一八六八年英佛條約施行法第四條)

八、免許權ニ依ル權利保護

(一八六八年英佛條約施行法自第四十八條、至第五十三條)

九、淺海養殖場ノ保護 何人ト雖特准者其代理者、從僕及工夫ニ非サル者ニシテ其專行漁場内若クハ規則中ニ特示セル專行漁場内ニ於テ左記ノ行爲ヲ爲スハ不法トス又私有地蛎床ノ所有其代理者從僕及工夫ニ非サル者ニシテ其牡蠣床内ニ於テモ亦不法トス

1、繒絲鈎又ハ遊魚用網具ヲ以テ牡蠣床牡蠣漁場淡菜床淡菜漁場ヲ妨害セサル様ニ使用スモノノ外或ル捕魚器ヲ使用スルモノ

2、航通改良ノ爲メ合法權ニ據ルモノノ外砂石又ハ他物ヲ得ルタメニ爬浚スルコト

3、砂石塵芥又ハ他物ヲ放下スルコト

4、航通又ハ碇泊ノ合法ナル目的ヲ以テスルノ外増殖ニ有害ナルヘキ器具器械其他ノ物ヲ裝置シ若クハ或ル方法ヲ以テ増殖ヲ妨害スルコト (大不列顛一八六八年漁業條例第五十三條)

十、アルカツシヨシ海中設置ノ養殖場及養蛎場ハ何タル圍障ヲ設クヘカラス此營設物持主ハ其營業ノ利益上有要ト判定スヘキ整頓及水留諸工事ヲ爲スヲ許可セラル

十一、養蛎場蕃蠔場ノ形狀及廣狹ハ一八五二年一月九日ノ法律ニ準據シテ發スル許可訓令ヲ以テ定ムヘシ設置ヲ免許サレタル養蠔場及養蛎場ハ各面積「エソタアル」ヲ超過スルヲ得サルヘシ又少クト



モ退潮海トノ間十五米ノ間隔ヲ存置スヘシ

此營設物ハ滿潮ト雖モ外見スルヲ得ヘク順次番號ヲ附シタル目標ヲ其一端ニ附スヘシ

(佛、アルカツシヨン海養蠔場設置ニ關スル布告一八六二第一條)

十二、水ヲ抑留シ得ル方法ニ建造セル牡蠣貽介、育養場及介貯蓄場ハ何レノ場合ニ於テモ魚ノ漁場トナス能ハス

又此所ニ抑留スル魚苗ノ捕獲ハ之ヲ禁止ス

牡蠣貽介ノ育養場或ハ配列場ノ持主カ制限寸法以下ノ牡蠣ヲ其營設物内ニ搬入スル時ハ其自費ヲ以テ官衙カ指定スル蠔床へ再戻スヘキモノトス

(佛、第二鎮守府内海岸漁業規則第百八十五條一八五三)

十三、海領ノ一部分ニ於テ養蠔場「クレール」及介類甲殼類ノ常設蓄養場ノ設置許可ノ諸請願ハ養蠔場或ハ蓄養場ノ位置ヲ知ラシムル爲メ地方海面圖ニ符合スル沿岸全体圖及建築スヘキ工作物細密ヲ添付スヘキモノトス

海水ヲ引用スルヲ要スル私有地内ニ蓄魚場設置ノ請願ハ同上文書ヲ添付スヘキモノトス

(佛、養蠔場ニ關スル布告一八六二)

十四、養蠔場及貯蓄場圍外ニ存在スル介ハ此營設物ノ持主ヨリ海水ノ爲メ或ハ其他ノ不可抗力ノ事項ニ

因リ取り去ラレタルコトヲ證明スルニアラサレハ取戻スヲ得サルヘシ

養蠔場貽介育養場及介貯蓄場ノ持主ハ其營設物ヲ全周年空漠ニ放棄スルコトヲ得ス

又左ノ件ヲ禁止ス

(一)施設道路或ハ他ノ負許人ノ營設物ヲ蹂躪スルコト

(二)其養蠔场内ニ徒歩漁業ヨリ來レル牡蠣ヲ受クルコト(漁船ヨリ來ル牡蠣ヲ受クルモノトス)

養蠔場及介貯蓄場ハ良狀ニ維持スヘキモノトス

施設道路ハ常ニ自由ニ交通セシメ介類商業ニ使用スル馬車以外ノ諸馬車ハ其出入ヲ禁止ス

此處ニハ何タル汚物ヲ放置スルヲ禁止ス出處不詳ナル總テノ廢棄物ハ比隣持主ノ費用ヲ以テ取捨

スヘキモノトス (佛、第一鎮守府内海岸漁業規則第一八二、一八四、一八六條一八五三)

十五、介類ノ配列場ニ供スル蠔床及沙濱上ニ何タル汚物或ハ船ノ荷脚ヲ投棄スルヲ禁ス

(佛、第二鎮守府内海岸漁業規則第百二條一八五三)

十六、何人ト雖モ本州ノ河川江湖其他ノ水中ニ於テ「ドレヅデ」其他類似ノ漁具ヲ以テ最低潮下ノ牡蠣ヲ爬獲シ若クハ採集スルヲ得ス犯ス者ハ裁判所ノ見込ニ依リ五十弗以下ノ罰金ヲ課ス

(ワシントン州牡蠣條例第二五九一條一八九一)

十七、何人ト雖天然蠔床ヨリ採取シタル牡蠣ヲ陸地若クハ海濱ニ於テ撰別スルニ際シ之カ毀損シ又ハ



幼蠣ヲ其附近ニ放置シテ斃死セシムルヲ許サス總テ何レノ場合ニ於テモ幼蠣天然床又ハ養殖ノ爲ニ設ケタル私有蠣ニ返置スヘシ若シ本項ノ要求ニ背キ若クハ其方法如何ヲ問ハス猥リニ幼蠣ヲ毀損シテ本章ノ條款ニ違反スルトキハ一般制定法 General Statutes ニ示ス如ク各犯毎ニ罰金ヲ科シ又禁錮ニ處ス

十八、愛爾蘭ノ「ラムヘー」島ノ東端ヨリ「ガルニツールポイント」ニ引キタル直線ヨリ二十哩ノ巨離ニヨル牡蠣床ハ洲上ノ牡蠣ヲ爬採スルコトヲ制限スルコトヲ得

(大不列顛一八六八年漁業條例第六十七條)

十九、公有蠣床ヨリ採取シタル牡蠣ニシテ賃賣若クハ家族ノ使用ニ供セサルモノハ其生在中該介採取人ヨリ該牡蠣採集地若クハ他ノ官有私有ノ牡蠣ニ裁付クヘシ本條ノ規程ヲ破ルモノハ輕罪ヲ以テ論シ各犯毎ニ十弗以上五十弗以下ノ罰金ニ處ス (テキサス州牡蠣法律第二條一八九二)

二十、大英國中牡蠣及淡水漁業場ノ創設改良及其維持ヲ便易ナラシムルノ條例

(維太利即位二十九年三十年第八十五章)

二十一、牡蠣栽植ノ額ハ「一エーカーニ付五十」ブツシエル以上タルヘク「一エーカー以下モ亦此割合ニ據ヘシ本條例ノ規程ヲ遵奉シ牡蠣ノ栽培ヲ許サレタルモノニシテ六ヶ月以内ニ表示セル地面ニ牡蠣ヲ栽培セサルモノハ土地使用ノ權利及特許ヲ剝奪スヘシ

(北米、クキーン郡牡蠣栽培保護條例一八六五)

二十二、牡蠣採集業ニ關スル件 (佛、第一鎮守府内海岸漁業規則八五三一第六)

二十三、蠣房ノ改良漁業綜理委員ハ牡蠣ノ小ナルモノヲ死滅シ若クハ之ヲ他ニ移シ去ルコトヲ禁シ又ハ水底ヲ探テ牡蠣ヲ取ルノ方法ヲ規定スル爲メ補則ヲ制シ條規ヲ立ツルコトヲ得蠣房ノ所有者及借主ハ亦タ自ラ水上看守人ヲ置キテ其蠣房ヲ監守セシメ兼テ牡蠣ニ關スル法律ヲ實行セシムルヲ得ヘシ而シテ此看守人ハ綜理委員ヨリ命スル水上巡察官ト同一ノ權利ヲ有スルモノトス

(愛、維多利十三、十四年ノ法律)

二十四、海藻爬浚ニ使用スル船ハ蠣床境界外百米以内ニ於テ此業務ヲ施行スルヲ得ス

(佛、第一鎮守府内海岸漁業規則一八五三、第二百二十五條)

二十五、何人ト雖器械ヲ以テ本州水面内ノ公有牡蠣床若クハ牡蠣礁ヨリ爬覺穿取スヘカラス本條ノ規定ニ違背スルモノハ五百弗乃至千弗ノ罰金ニ處シ本條ノ規程違反日數中一日ヲ一犯ト定ム

(テキサス州牡蠣法律第八條一八九一)

二十六、牡蠣漁業ノ保存保護ニ關スル條例 (伊、即位三十年度及三十一年第十八章)

二十七、標示棒建設 (一九一七年カリフォルニア州牡蠣養殖獎勵法第八七條)

二十八、標示棒ヲ毀損シタル者ノ罰金 (米國刑法第六〇二條)



## 第九章 移殖ニ關スル事項

四二

- 一、活魚及ヒ魚類甲殼類軟體類ノ卵稚仔ヲ當局ノ許可ナクシテ放養移殖スルヲ得ス  
(カリフォルニア漁業法第六百二十八條)(オレゴン州漁業法第一三一、一三二條)
- 二、外國產魚類ノ移殖ハ警察令ヲ以テ定ム  
(プロシヤ漁業訂第六六條)
- 三、食用魚ノ卵ヲ購入シテ州内ニ養殖ス(カリフォルニア州行政法第六百四十二條四、五、六項)
- 四、養殖鱒ノ移出手續  
(一九一七年カリフォルニア州養魚法第七八條)

## 第十章 一般保護ニ關スル事項

- 一、Gyvenon (Hicus ニ屬スルモノ) 海藻採取ニ關スル規定  
(佛、第一鎮守府内海岸漁業規則六五三第三百三條)
- 二、餌虫ヲ培養スル事 海又ハ河口ニ接近セル土地ノ主ハ綜理委員ノ許可ヲ得テ釣魚ノ用ニ充ツル爲メ其濱渚ニ於テ餌虫ヲ培養スルヲ得ヘシ其餌虫ヲ培養スル場所ハ蠟房蠟巢ト同ク亦法律ノ庇護ヲ受ク  
(愛、維多利十三、四年十七年ノ法律)
- 三、官署ハ買主ノ訴求ニヨリ最モ貴重ナル魚族ヲ蕃殖セシムルノ目的ニテ有害無用ノ魚族ヲ減シ或

ハ之ヲ除去セシムル爲メ非常ノ捕魚ヲ命スルノ權ヲ有セリ一八二八年ノ布告第十四條ニ從ヒ許可スル非常ノ捕魚ハ之ヲ請求スル賃借人ノ自費ヲ以テ官署ノ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ此ノ捕魚ハ一年間同一ノ堀河川ニ於テ兩度爲スト得ス

(佛、漁權ノ競賣ニ關スル規程第三十四條一八六八年)

四、淡水漁用網ハ一吋以上三吋以下ナルヘシ(英一八八四年淡水漁業法第一條)

五、網目一吋以下ノモノヲ禁止、魷、金屬線製網禁止(ハワイ漁業法第六百二十八條第六百二十九條)

六、縣令ハ或ル種類ノ魚ノ蕃殖ヲ保護スル爲メ禁漁ノ必要アリト意思スルトキハ縣令職員ノ意見ヲ聽キタル後布達ヲ以テ或ル年限間一切ノ捕魚ヲ禁スルコトヲ得ヘシ但シ土木農商務卿ノ可ヲ受ケサルヘカラス  
(佛、河漁ニ關スル總規則ノ布告一八六八年第二條)

七、漁業禁制ノ毎期一週間前ニ該期ノ始終ヲ記憶セシメン爲メ邑内ニ廣告ヲナスヘシ  
(佛、河漁ニ關スル總規則ノ布告八六八年第三條)

八、所有者數人ノ地境ニ接スル水中ニ於テ漁業ヲナスニ當リ其數人中ニ於テ漁業外ノ目的ヲ以テ水ヲ使用セント欲スル者アルトキハ左ノ規定ニヨリテ處分ス

(一) 農業上ノ目的ニヨリテ水ヲ使用シ且ツ充分ナル賠償アル限リハ漁業者ニ於テ之ヲ讓ラサル可ラス



(二) 漁業上ノ目的ト工業上ノ目的ニ付テハ互ニ此水ヲ使用シ相讓ラサルヘキ同様ノ權利ヲ有スルモノトス

(三) 漁業ヲ害スヘキ渡舟又ハ他ノ舟楫ノ爲メ此ノ水ヲ使用スルハ特別ノ權利アルニアラサレハ之ヲ許サス

九、政府ニ屬スル運河及舟隻ノ通スル河川ニ於ケル漁權ノ競賣ニ付テ買主ハ蕃殖場ニ於テ捕獲シタル種苗ヲ賣却シ工業ノ許可ナクシテ河堀ノ外ニ運送スルコトヲ得ス且ツ工業師ハ堀、小川或ハ池及ヒ養魚場ノ蕃殖ヲ計ル爲メニアラサレハ其許可ヲ與フルヲ得ス

(佛、漁權ノ競賣ニ關スル規程一八六八年第十一條)

十、火、光、魚鎗等ヲ以テ漁捕スルモノハ罰セラルヘシ(英、鮭漁業條例ヲ第八條一八六一)

十一、捕魚官署ハ捕漁禁制ノ時季中蕃殖ニ供スル魚ヲ運搬シ及ヒ之ヲ漁獲スルノ許可ヲ與フルコトヲ得

(佛、捕魚ニ關スル法律第六條一八六五)

十二、國有水面ニ於テ新ニ珊瑚礁ヲ發見シタル者ハ其發見シタル時ヨリ引續キ二年間ノ採取季節中採取ノ特權ヲ有ス此ノ特權カ如何ナル方法ト場合トニ於テ其期限ヲ伸張シ得ルヘキカハ規則ニ於テ之ヲ定ム

(伊、漁業權第十條一八七七)

十三、通航或ハ製造場ノ休業或ハ水凌其他ノ工事ニヨリテ水平ノ非常ニ低下シタル河川堀小川ノ部分

ニ於テ捕漁スルヲ得ス (佛、河漁ニ關スル總規則ノ布告一八六八年第十三條ノ中)

十四、夜間川ニ網スルモノ 掬網(魚ヲ釣ルトキ之ヲ逃逸セラレサル爲メ網ヲ以テ之ヲ取ルモノヲイフ)ヲ除クノ外淡水ノ河川ニ於テハ午後八時ヨリ明午前六時迄一切網具ヲ以テ鮭鱒ヲ捕フルコトヲ禁ス但シ潮水ノ至ル所ニ蜜接スル私有漁場ニ於テハ此限リニアラス

十五、採捕シタル魚類ヲ無駄ニスヘカラス (英、一八八四年、淡水漁業法第八條)

十六、水ノ腐敗ニ對スル豫防魚類捕獲ノ爲メ棧橋並ニ筏ノ設備及漁業ノ妨害トナラサル方法ニ於ケル溝渠ノ浚渫ヲ目的トスル訟求ハ同一ノ水面ニ於ケル他人ノ權利執行ニ對シ漁業權所有者ハ禁シタル訟求中ニ入ラサルモノトス但シ他人ノ權利執行ニ付キ著シキ妨害ヲ及ホササル様此ノ裁決ヲナスヘシ (澳、内水面漁業律第七條一八四五年)

十七、「コレゴナス」鱒、嘉魚、鰻以外ノ淡水魚ハ三月十五日ヨリ六月十五日マテ禁漁 (一八七八年淡水漁業法第十一條)

十八、禁漁區内又ハ禁漁期中ハ魚類ヲ販賣輸送使用スルヲ得ス又其期間定置漁具ヲ撤去スヘシ (プロシヤ漁業法第七條)

十九、禁漁期間ニ其魚ヲ所持スルヲ得ス

(英、一八七八年淡水漁業法第十一條、加奈太漁業法第二九、三四、三三條)



二十、人民ノ私有ニ屬スル堀渠ハ高水ノ時他ノ川ト流續スルトキニ該河川所屬ノ形狀ニアリテ以テ魚族ハ蕃殖保護ニ關スル規則ニ服從シテ捕魚ヲナスヘシト雖モ該河川トノ通續自然ニ絶止シタルトキハ該堀渠ヘ人民私有ニ屬スル養魚場或ハ池洲ト同一ノ法制ニ從フ

(佛、河漁法第三十條ノ中)

二十一、池洲所有者ニモ捕魚官吏ノ命ニヨリ池洲ヲ開放シテ檢視ヲ受クルノ義務ヲ課ス即チ該池洲内ノ規則ニヨリ定メタル尺度ニ滿タサル魚ヲ藏蔽セサルヤヲ檢視スル爲ナリ

二十二、年中捕魚ノ禁制ハ五年ノ時期ヲ過クヘカラス五年毎ニ禁制ヲ設クルコト

(捕魚ヲ禁スル時期永キニヨリテ禁制ヲ犯シ犯罪者トナルモノナカラシメン爲ナリ)

(佛、捕魚ニ關スル法律一八六五)

附錄一 獨逸漁業關係法源 (行政區劃及年代順ニ依ル)

プロイセン (Preu Ben) 一般的ノモノ

千八百八十二年三月六日ノ沿岸海ヲ除ク北海ニ於ケル漁業ノ警察上ノ取締ニ關スル國際條約

千八百八十三年七月三十日ノ土地一般管理法(法令全集百九十五頁)

千九百十三年四月七日水利法(刑法第二百九十六條第三百一條第九項第三百七十條第九項第四十項、

千九百十七年七月十五日狩獵法第十三條第六十七條及第六十七條、民法第九百條)

千九百十六年五月十一日ノプロシヤ漁業法

千九百十六年五月十一日ノ漁業法ノ効力ニ關スル命令

千九百十七年五月十六日漁業許可證ニ關スル農務大臣ノ施行規則ノ拔萃

千九百十七年五月二十九日ノ漁業法ニ關スル農務大臣ノ警察命令

千九百十八年五月十六日ノ農務大臣ノ漁業法施行ノ訓令

千九百十八年五月十六日ノ農務大臣ノ千九百十六年五月十一日ノ漁業法施行規定

漁業法其ノ他ノ施行規則(制定ノ場合ニ於ケル)

漁業法規ノ變更(制定ノ場合ニ於ケル)



各州別々ノモノ

ホーヘンツォルレルン (Hohenzollern)

千九百十七年四月二日ノシグマリンゲン縣 (Sigmaringen) ノ漁業ニ關スル告示 (官報一〇五頁)

ブランデンブルグ州 (Provinz Brandenburg)

千九百十七年四月三日ノオーデル河畔フランクフルト (Frankfurt, O) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一八八頁)

千九百十七年四月五日ノポーツダム (Potsdam) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報二二五頁)

千九百十七年四月十一日ノベルリン警察區域ニ關スル告示

ハンノーフェル州 (Provinz Hannover)

千九百十七年四月四日ノヒルデスハイム (Hildesheim) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報八五頁)

千九百十七年四月七日ノリュエネブルグ (Lüneburg) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報九六頁)

千九百十七年四月七日ノアウリツヒ (Aurich) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報八六頁)

千九百十七年四月十七日ノオスナブリュック (Osnabrück) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報七九頁)

千九百十七年四月三十日ノシユターデ (Stade) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報九五頁)

ヘッセン、ナッサウ州 (Provinz Hessen-Nassau)

千八百九十八年五月二十九日ノカッセル (Kassel) 縣ノ入會漁業ニ關スル法律

千九百十七年四月五日ノカッセル縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一七〇頁)

千九百十七年四月十三日ノウイスバーデン (Wiesbaden) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一〇六頁)

東プロイセン州 (Provinz Ostpreußen)

千九百十七年四月五日ノグムビンネン (Gumbinnen) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報二〇七頁)

千九百十七年四月七日ノアルレンシユタイン (Allenstein) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報九八頁)

千九百十七年四月十日ノケーニヒスベルグ (Königsberg) 縣並グムビンネン縣ダンチツヒ (Danzig) 縣

ニ屬スルクリツシエン (Kurischen) 及フリツシエン (Erischen) 灣ノ部分及五碇泊場ニ於ケル漁業ニ

關スル告示

ボンメルン州 (Provinz Pommern)

千九百十七年四月三日ノシユテチン (Stettin) 縣ノ漁業ニ關スル告示

千九百十七年四月四日ノシユトラールズンド (Stralsund) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報七九頁)

千九百十七年四月五日ノケスリン (Koslin) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (縣漁業規則、官報十四號別冊)

ラインランド州 (Provinz Rheinland)

千九百十七年四月三日ノアアヘン (Aachen) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一五一頁)



千九百十七年四月四日ノコブレンツ (Koblenz) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報十五號附録)  
 千九百十七年四月五日ノケルン (Köln) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一一八頁)  
 千九百十七年四月六日ノトリール (Trier) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報七八頁)  
 千九百十七年四月十四日ノドウツセルドルフ (Düsseldorf) 縣ノ漁業ニ關スル告示

ザクセン州 (Provinz Sachsen)

千九百十七年四月四日ノマグデブルグ (Magdeburg) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一二六頁)  
 千九百十七年四月七日ノエルフルト (Erfurt) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一七五頁)  
 千九百十七年四月十日ノメルセブルグ (Merseburg) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一〇二頁)

シュレージエン州 (Provinz Schlesien)

千九百十七年四月三日ノブレスラウ (Breslau) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一八一頁)  
 千九百十七年四月八日ノオツベルン (Oppeln) 縣ノ漁業ニ關スル告示  
 千九百十七年四月二十六日ノリーグニツク (Liegnitz) ノ漁業ニ關スル告示

シュレースウイツヒ、ヒホルシユタイン州 (Provinz Schleswig Holstein)

千九百十七年四月七日ノシュレースウイツヒ縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報二二二頁)

西プロイセン州 (Provinz Westpreußen)

千九百十七年四月十日ノダンチツヒ (Danzig) 縣ノ漁業ニ關スル告示  
 千九百十七年四月十一日ノマリーンウエルデル (Marienwerder) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報二二〇頁)  
 ウェストフアーレン州 (Provinz Westfalen)

千九百十七年四月五日ノミンデン (Minden) 縣ノ漁業ニ關スル告示  
 千九百十七年四月十日ノアルンスベルグ (Arnsberg) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一一七頁)  
 千九百十七年四月十一日ノミュンスタル (Münster) 縣ノ漁業ニ關スル告示

ポーゼン州 (Provinz Posen)

千九百十七年四月二日ノブロムベルグ (Bromberg) 縣ノ漁業ニ關スル告示 (官報一七六頁)  
 千九百十七年三月二十九日ノ農務大臣ノ警察命令ニ對スル千九百十七年四月三日ノポーゼン縣知事ノ  
 定メ

バイエルン (Bayern)

千八百九十四年三月十五日、千八百九十七年十二月六日及千九百四年二月八日ノボーデン湖 (Bodensee)  
 ノ漁業ニ關スル高等警察令規定  
 千九百十七年七月十七日ノ告示 (ミュンヘン、大藏省)



- 千九百七年三月二十三日ノバイエルン王國水利法
- 千九百八年八月十五日ノバイエルン王國漁業法
- 千九百九年三月十五日ノ告示(ミュンヘン大藏省)
- 千九百九年三月十八日ノ漁業法施行規則
- 千九百九年三月十九日ノ告示(ミュンヘン大藏省)
- 千九百九年五月六日ノウンテルフランケン(Unterfranken)縣漁業規則
- 千九百九年六月十七日ノ告示(ミュンヘン大藏省)
- 千九百九年十一月三日ノニーデルバイエルン(Niederbayern)ノ眞珠貝漁業ノ施行ニ關スル高等警察令  
規定
- 千九百十年?月十六日ノオーバープファルツ(Oberpfalz)縣及レーゲンスブルグ(Regensburg)縣漁業  
規則
- 千九百十年三月三十一日ノオーバーフランケン(Oberfranken)縣漁業規則
- 千九百十年四月二十三日ノニーデルバイエルン縣漁業規則
- 千九百十年五月四日ノミッテルフランケン(Mittelfranken)縣漁業規則
- 千九百十年十二月二十八日ノオーバープファルツ縣及レーゲンスブルグ縣漁業規則

- 千九百十一年一月一日ノオーバーバイエルン(Oberbayern)縣漁業規則
- 千九百十二年九月一日ノラインプファルツ(Rheinpfalz)縣漁業規則
- 千九百十四年二月十二日ノシュウワーベン(Schwaben)及ノイブルグ(Neuburg)縣漁業規則  
ザクセン(Sachsen)
- 千八百六十八年十月十五日ノ河湖ノ漁業施行ニ關スル法律
- 千八百六十八年十月十五日ノ法律ノ千八百七十八年十月二十八日ノ施行ノ規則
- 千八百六十八年十月十五日ノ法律ノ千八百六十八年十月十六日ノ施行規則
- 千八百七十四年七月十六日ノ補充法
- 千八百八十三年二月十五日ノ命令
- 千八百九十四年十月二十日ノ命令
- 千九百年五月十二日ノ新サクセン水利法  
ウールテンベルグ(Württemberg)
- 千八百六十五年十一月二十七日ノ漁業法
- 千八百九十四年六月一日ノボーデン湖ニ於テ使用スル網ニ關スル内務大藏兩省ノ命令
- 千九百年十二月一日水利法



千九百一十一年十月二十二日ノ漁業ニ於ケル技術上ノ服務ノ新規律ニ關スル内務省ノ命令  
千九百一十五年六月九日ノ日曜祭日ニ於ケルポーデン湖ノ漁業施行ニ關スル王國ノ規則

バーデン (Baden)

千八百五十二年三月二十九日ノ漁業權、漁業施行及前權利者ノ賠償ニ關スル法律

千八百七十年三月三日ノ漁業ノ施行及保護ニ關スル法律及千八百八十六年四月二十六日ノ補充法

千八百八十八年二月三日ノ漁業規則

千八百八十八年二月三日ノ眞珠貝漁業規則

千八百九十年三月二十九日ノ漁業權ニ關スル法律

千八百九十七年十二月四日ノポーデン湖、オーベル湖 (Obersee) ノ漁業ノ施行及保護ニ關スル規則

千八百九十七年十二月七日ノウンテル湖 (Untersee) 及ライン河ノ漁業規則

千八百九十七年十二月七日ノウンテル湖及ライン河ノ鳥類狩獵規則

服務及監視規定

ヘッセン (Hessen)

千八百八十一年四月二十四日ヘッセン大公國漁業法

千八百八十七年十二月十四日ノ千八百八十一年四月二十七日ノ法律ノ施行並漁業ノ施行及保護ニ關ス

ル規則

千八百八十九年一月二十九日ノネツカール (Neckar) ニ於ケル漁業ノ施行ニ關スル規則

メクレンブルク、シユウエーリン (Mecklenburg Schwerin)

千八百八十年十二月八日ノウイスマール (Wismar) 附近ノバルチック海 (Ostsee) 面ニ於ケル漁業ヲ取

締ル爲ノ協約

千八百九十一年三月十八日ノ大公國漁業規則

千八百九十八年三月二十八日ノ千八百九十一年三月十八日ノ漁業規則ノ變更ニ關スル規則

千八百九十三年六月十日ノドベラン (Dobersan) 公領ニ沿ワバルチック海外岸ニ於ケル漁業ノ保護ニ關

スル規則

千八百九十六年四月十七日船舶又ハ筏ニ漁具ヲ積載スルコトノ禁止ニ關スル規則

千八百九十七年一月二十三日ノウイスマール附近ノバルチック海面ニ於ケル漁業ニ關スル規則

千八百九十八年三月二十八日ノリープニツク湖 (Rübiter Binnensee) 及メクレンブルグニ屬スル、ザー

ラー、ボーデン (Saaler Booden) ニ於ケル漁業ノ保護ニ關スル規則

千八百九十八年三月二十八日ノリープニツク湖及之ニ接スル水面ニ於ケル漁業ニ關スル新規則

メクレンブルグ、シユツルリツツ (Mecklenburg Strelitz)



千八百九十一年三月十八日ノ漁業施行ニ關スル大公國ノ規則

オルデンブルグ (Oldenburg)

千八百五十二年十一月二十二日ノ漁業王權 (Fischereigale) 漁業權利 (Fischerberechtigung) 及漁業權 (Fischereirecht) ノ廢止ニ關スル國ノ根本法

千八百五十五年六月八日ノ堤防規則

千八百六十一年八月十五日ノ魚類ノ燻炙ヲ經營スル建物ノ火災保險金ノ規定ニ關スル内閣ノ告示

千八百六十一年三月二十二日ノ引水排水ニ關スル法律 (樺林ノ爲)

千八百六十七年十一月二十日ノ水利法

千八百七十九年三月十七日ノ漁業法

千八百七十九年三月二十五日ノ漁業規則

千八百七十九年十一月十二日ノ漁業法施行規則及内閣ノ告示

千八百七十九年四月九日ノ水利法 (リュベック大公國ニ効力ヲ有ス)

千八百八十三年六月十七日ノウエーゼル河 (Weiser) 下流ニ於ケル魚卵禁漁區ノ設定及漁業ノ監視ニ關スル内閣ノ告示

千八百八十四年八月二十八日ノ沿岸海以外ノ北海ニ於テ漁業ヲ行フヲ得ル船舶ノ登記及標示ニ關スル

内閣ノ告示

千八百八十五年二月十三日ノ水獺ノ獵殺ニ關スル賞金規則

千八百八十九年十二月二十三日ノウエーゼル河下流ニ於ケル漁業監視服務ニ關スル内閣ノ告示

千八百九十二年三月十一日ノオルデンブルグ公國漁業法ノ施行ニ關スル内閣ノ告示

千八百九十二年三月三十日ノウエーゼル河下流ニ於ケル漁業監視服務ニ關スル内閣ノ告示

千八百九十四年十月二十四日ノオルデンブルグ公國漁業法ノ施行ニ關スル内閣ノ告示

千八百九十七年五月十日ノ内水漁業ヲ目的トスル船舶ノ積量測定規定

千九百年五月十六日ノ漁業監視服務規則

ブラウンシュワイグ (Braunschweig)

千八百七十九年七月一日ノブラウンシュワイグ公國漁業法

千八百八十年四月二十一日ノ漁業法施行規則

千八百八十九年十一月四日ノ漁業法施行規則

千八百八十九年十二月十九日ノ漁業法補充法

漁業法施行ノ爲千八百八十九年十一月四日ノ規則ヲ變更スル千九百零六年四月二十一日ノ規則

ザクセンアンハルト (Sachsen Anhalt)



千八百四十九年三月十日ノ勅令

千八百五十年二月二十八日ノ憲法

千八百六十四年八月三日第二十八號及千八百七十一年一月三日第二百五十號ノアンハルト公國ノ刑法  
千八百七十六年七月十日第九百九號ノ漁業法

千八百七十九年十二月二十四日第五百五十九號、千八百九十三年十月十四日第九百九號ノ漁業組合規則

千八百八十七年十二月三日第七百六十一號、千八百九十四年十一月一日第九百二十八號、千八百九十

八年九月十三日第一千二十一號及千八百八十一年三月十一日第五百八十四號ノ施行規則

千九百零五年五月九日第一千二百二十號ノ營業税法

千八百八十六年十月十一日、千九百零四年二月六日、千九百零六年三月十六日千九百零六年三月十四日ノ禁

漁期ニ關スル内閣ノ告示

チューリングゲン諸國 (Thüringische Staaten)

一、ザクセン、ワイマール (Sachsen Weimar)

千八百七十七年五月十一日ノ漁業鑑札及漁具ノ標識ニ内閣ノ告示

千八百七十六年五月六日漁業法及千八百八十年十二月七日、千八百八十六年十一月十七日及千九百零

年四月二十四日ノ補充法

千八百八十七年十一月十八日ノ規則千八百九十八年一月二十七日ノ補充規則

二、ザクセン、アルテンブルグ (Sachsen Altenburg)

千八百七十六年七月十九日ノ漁業法

千八百七十八年五月十九日ノ規則及千八百九十八年三月三日ノ補充規則

三、ザクセン、マイニゲン (Sachsen Meiningen)

千八百八十八年五月一日漁業法

千八百八十八年六月二十三日ノ規則及千八百九十八年三月二十八日ノ補充規則

四、ザクセン、コブルグ、ゴータ (Sachsen Coburg Gotha)

千八百七十七年六月十五日ノ漁業法

千八百七十八年三月九日ノ規則

五、シュワルツブルグ、ルドシュタット (Schwarzburg Rudolstadt)

千八百七十七年七月十二日ノ漁業法及千八百八十年十月二十日ノ補充法

千八百七十八年三月一日ノ規則及千八百九十八年十二月十二日、千八百九十八年四月二十二日ノ補充法

六、シュワルツブルグ、ゾンデルスハウゼン (Schwarzburg Sondershausen)



千八百七十八年六月二十七日ノ漁業法

千八百七十八年九月十八日ノ規則

七、ロイスエルレテリニエ (Reuss ältere Linie)

千八百七十八年七月二日ノ漁業法

千八百七十八年七月七日ノ規則及千八百九十八年三月二十六日ノ補充規則

八、ロイスユンレリニエ (Reuss jüngere Linie)

千八百七十年七月二日ノ漁業法

千八百七十八年十一月五日ノ規則

ハンブルグ (Hamburg)

千八百八十年十二月十六日ノクワクスハーヘン (Cuxhaven) 附近ノ航路ニ於ケル海洋漁船ノ投錨ニ關スル告示

千八百九十七年六月十五日ノハンブルグ國ノ漁業施行ニ關スル改正法

千八百九十二年十月十八日ノクツクスハーヘン漁港ノ使用ニ關スル告示

千八百九十八年四月十五日ノ鰻漁獲ノ最小尺度ニ關スル元老院ノ告示  
リュューベック同盟市 (Hansestadt Lübeck)

千八百八十一年四月二十七日ノリュューベック漁業法

千八百八十七年四月二十七日ノリュューベック自由國ノ漁業規則

千八百九十六年五月十一日ノ公海ニ於ル營業的漁業關係ノ取締ニ關スル法律

千八百九十六年六月二十日ノ公海ニ於ケル營業的漁業關係ヲ警察官ニ委任スル規則

リュューベック公園 (Frisentum Lübeck) オルデンブルグ參照

千八百八十二年四月一日ノ漁業ノ保護及振興ノ方策ニ關スル大公國ノ規則

ブレーメン (Bremen)

千八百八十八年五月二十七日ノ漁業法

千八百九十三年十二月七日ノ千八百八十八年ノ漁業法ノ變更ニ關スル規則

千八百九十四年五月三十一日北海ノ漁夫ニ食料賣却ノ許可ヲ與フル官廳ニ關スル規則及火酒賣買抑壓ノ施行規定ニ關スル規則

千八百九十四年十月二十五日ノ鰻漁獲ノ最小尺度ニ關スル元老院ノ命令

ウエーゼル河下流ニ於ケル漁業ノ監視ニ關スル元老院警察委員會ノ告示

エルザス、ロートリンゲン (Elsab Lothringen)

千八百八十五年六月三十日ノライン河流域ニ於ケル鮭漁業ノ取締ニ關スル獨逸、和蘭、瑞西間ノ條約



千八百八十七年五月十八日ノボーデン湖ヲ包含スルライン河及其ノ支流ニ於ケル漁業ニ付同様ノ規定ヲ適用スヘキ旨ノエルザス、ロートリンゲン、バーデン、瑞西間ノ協約、所謂ルチエルン (Tuzern) 協約

千八百九十一年七月二日法律

千八百九十一年七月二日ノ漁業ニ關スル法律ヲ施行スヘキ千八百九十二年四月二十九日ノ規則

千八百九十一年五月九日ノ産卵場、及禁漁區ヲ規定スル規則

千八百九十二年四月二十八日ノ漁業ニ關スル規則

千八百九十二年四月二十八日ノ規則ヲ變更スル千八百九十九年九月五日ノ規則

千八百九十二年七月三十一日ノ漁業組合ノ設立ニ關スル規則

千八百九十二年七月二十七日及千八百九十七年十二月十二日ノ魚類ノ棲息スル流水ヲ汚濁スルコトニ

關スル告示

千八百九十九年九月五日ノ憲法ニ於テ漁業ニ關スル千八百九十二年四月二十八日ノ規則ヲ變更スルコ

トニ關スル千九百九年三月九日ノ規則

千九百十年四月二十六日ノ蟹漁獲ノ禁止ニ關スル規則

獨逸漁業法規關係著書

著者 書名

パウメルト プロイセン水利法新草案ニ就テ

ベルンハルト エーナ公國ノ森林ニ自今施行スヘキ狩獵規則

ファウ、デー、ボルネ 絶對的禁漁期、論文六

同 禁漁期及禁漁區

ブリーマン 漁業及水利法、シンジア水産會總會ニ於ケル講演

エル、ブリュール 河川漁業ニ對スル法律上ノ保護ノ現狀ニ就テ

同 漁業ニ對スル法律上ノ保護ニ關スル主務省

同 プロシヤ漁業立法ニ於ケル網口ノ結節數

同 バーデン大公國ニ於ケル漁業權及養殖

コル プ バイエレン新漁業法ニ依ル漁業組合ノ目的及本質ニ就テ

同 ハー、デリウス 水禽殊ニ鴨ノ河湖ニ入ルコトノ禁止及鴨區ノ設立

同 千九百十七年三月二十九日ノ聯邦漁業法規及縣漁業法規



獨逸水産會

千八百七十四年五月三十日ノプロシア漁業法改正草案

ド エ ル

漁業技術官ノ服務規律及服務命令

ポーゼン州水産會

プロシア水利法草案、水利法委員會及聯邦經濟、委員會ノ議事ノ拔華

ハ、フリードリッヒ

漁業權貸借契約ノ様式、理事ノ起案

ハーフエンシユタイン

漁業權貸借契約

ヒ ン デ レ ル

ブランデンブルグ境界ニ於ケル漁業權

ホーヘル、マルソン

ウエルテンベルグニ効力ヲ有スル漁業關係法規全集

ホ ー へ ル

バイエルン漁業法

クレツチメル、

バイエルン漁業法改正ノ原理

フエルデナント

觀察、漁業ノ狀態及漁業法ノ規定

バイエルン 内務省

千九百八年八月十五日ノバイエルン王國漁業法

ハ、エヌ、マイアー

卸商ト小賣商トノ間ニ於ケル價格ノ膨脹

同

バイエルン小種苗最低價格決定委員會ノ議事ニ就テ

同

バイエルンニ於ケル漁業關係ノ組合

獨逸水産會

獨逸水産會ノ召集シタル千九百十一年四月十日ノベルリン關稅會議々事筆

記

カルル、ペースケ

獨逸ニケ於ル最小尺度

ブランデンブルグ州

千九百十六年五月十一日ノプロシア漁業法

水産會

漁業及水利法

リ ー マ ン

漁業訴訟事件ト水産會、其ノ地位及要求

ユール、ホン、シユタウ

ニールデルバイエルン縣農業委員會ノ千八百七十七年五月二十四日ノ會議ニ

ス テ ハ ン

於ケル漁業ニ關スル講演

プロシヤ聯邦經濟

千九百十一年四月二十一日及二十二日ノ漁業草法案協議ノ爲メノプロシア

委員會

王國經濟委員會ノ議事報告並漁業法草案ノ印刷物

ア、ワルター

漁業施行及保護ノ最重要ナル法規

チ ー ゼ

千九百十六年五月十一日ノプロシア漁業法



附録二 水産増殖水面賃貸借契約 (バイエルン様式)

何水面(賃貸スヘキ水面ノ名稱)ニ漁業權ヲ有スル何某(漁業權者即賃貸人ノ氏名)ハ左ノ條件ニ從ヒ此ノ契約ニ依リ其ノ漁業權ヲ何某(賃借人ノ氏名、バイエルンニ於テハ三名以下タルコトヲ要ス)ニ賃貸ス「バイエルン」ニ於ケル三人以上ノ賃借ヲ許サス

第一條 賃借スル水面ハ何區(又ハ市町村、寺領、郡)内ニ於テ何々(賃貸スル水流又ハ河湖ノ上ノ境界)ヨリ何々(前記ノ水流又ハ河湖ノ下ノ境界)ニ及フ

第二條 賃貸借ノ期間ハ何年(バイエルンニ於ケル最短期間ハ十年)トス  
前項ノ期間ハ何月何日ニ始リ何月何日ニ終ル

第三條 毎年ノ賃借料ハ何馬克トシ毎曆年ノ終リ(又ハ毎年何月何日)ニ賃貸人ニ支拂フヘシ

第四條 賃借人ノ過失ナクシテ水面ニ對スル外界ノ影響ニ依リ漁業上ノ收益ノ著シキ減少又ハ杜絶ヲ來シタルトキハ賃借人ハ相當ナル借貸ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

第五條 賃借人ハ前記ノ水面ニ於テ有ユル方法ヲ以テ漁業ヲ爲スコトヲ得  
賃借人ハ賃借期間内賃貸シタル水面ニ於テ有ユル方法ヲ以テ漁業ヲ爲スコトヲ放棄ス、許可證ノ許與ニ付亦同シ



第六條 賃借人ハ漁業ヲ爲スニ當リ現行法規ヲ遵守シ及自己ノ費用ニ依リ漁具副漁具ヲ設備維持スルコトヲ要ス

第七條 賃借人ハ賃借シタル漁業ヲ慣習ニ從ヒ行フコトヲ要ス

賃借人ハ正常ナル漁業經營ノ原則ニ從ヒ毎年仔稚又稚魚何尾ヲ放養スルコトニ依リ何々(當該魚種ノ列舉)ノ現狀ヲ維持スヘシ、賃借人ハ仔稚又ハ稚魚ノ放養開始ノ日時及場所ヲ少クモ其三日以前賃借人ニ通知シ且ツ賃借人又ハ其代理人カ其放養ニ立合フコトヲ許スヘシ

賃借人カ或年ニ於ケル前項ノ義務ヲ其何月何日ニ至ル迄履行セサルトキハ賃借人ハ仔稚又ハ稚魚ノ約定數ヲ賃借人ノ費用ニ於テ放養セシムルコトヲ得

第二項第三項ハ左ノ如クモ約定スルコトヲ得ヘシ

賃借人ハ毎年何魚ノ仔稚又ハ稚魚ノ放養ノ爲何馬克ヲ支出シ何年何月何日迄(例ヘハ次年三月一日迄)ニ其ノ支出ニ付賃借人ニ計算書ヲ提出スルコトヲ要ス其ノ時迄ニ計算書ヲ提出セサルトキ又ハ約定ノ支出ヲ爲ササルトキハ賃借人ハ約定ノ額ニ付賃借人ノ費用ヲ以テ仔稚又ハ稚魚ヲ放養セシムルコトヲ得

第八條 賃借人ハ可成水量多キ時ハ充ツレトモ其減退ニ際シハ涸渴シ又ハ底マテ氷結スル水深ノ水面ヲ涸漁シ且ツ仔稚及禁漁期ニ當レルカ爲又ハ法定ノ數ニ足ラサルカ爲メ採捕ヲ禁止セラレタ

ル魚族ヲ直チニ流水中ニ移殖スルコトヲ要ス、賃借人カ此ノ義務ヲ履行セサルトキハ賃借人ハ賃借人ノ費用ヲ以テ前記ノ場所ヲ涸漁シ且ツ魚族ヲ移殖セシムルコトヲ得

第九條 賃借人ハ賃借人ノ承諾ヲ得タルトキハ更ニ水面ヲ轉貸スルコトヲ得(バイエルンニ於テハ轉貸ハ三人以上ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得ス)轉貸借ヲ許サレタル者ハ賃借借關係ヲ其全部ニ於テ引受ケ之ヲ賃借期間ノ終了迄繼續スルコトヲ要ス賃借借關係ヨリ生スル總テノ義務殊ニ借賃ノ定期支拂及仔稚及稚魚ノ放養ニ付テハ賃借人及轉借人連帶シテ其責ニ任ス

第十條 第九條ノ規定ハ賃借人カ賃借契約ノ共同當事者トシテ他人ヲ加入セシメタル場合ニ準用ス(バイエルンニ於テハ賃借人ヲ加エテ三名以上ノ共同當事者ヲ加入セシムルコトヲ得ス)

第十一條 縣廳カ賃借シタル水面ヲ漁業法何條(各聯邦漁業法ノ當該條項、例ヘハバイエルンニ於テハ第三十九條第十九條)ノ規定ニ依リ共同漁業經營ニ加入セシメタルトキ又ハ政府カ其ノ水面ヲ法律ノ規定ニ依リ共同經濟利用組合ニ加入セシメタルトキハ賃借借係ハ之ニ依リ消滅ス但シ賃借人カ組合ニ加入シタルトキハ此ノ限ニアラス、賃借借關係カ前項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ賃借人ハ其消滅ニ對スル賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス但シ賃借人カ魚族現數ノ増加ノ爲メ費用ヲ支出シタル旨證明シタルトキハ賃借人ハ賃借人ニ對シ其ノ費用ニ付賠償請求權ヲ有ス、其請求權ハ消滅ヲ避クル爲ニハ賃借借關係終了後三月内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス



第十二條 第十一條ノ定規ハ轉貸ノ場合其轉貸ニ付テ準用ス

第十三條 賃借人カ賃借シタル水面ヲ區域トスル漁業組合ニ任意ニ加入セムトスル場合ニ於テ其ノ漁業組合ノ存續期間カ賃借契約ノ期限以後ニ及フ時ハ賃借人ハ賃借人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十四條 賃借借ノ期間内ニ於テ賃借人又ハ賃借人數人アルトキハ其一人カ死亡シタルトキハ賃借人ノ相續人ハ告知期間ニ拘ラス其ノ死亡ノ年ノ經過後其ノ賃借借契約ヲ解除スルコトヲ得、賃借人數人アル場合ニ於テ共同賃借人ノ相續人カ告知權ヲ行使シタルトキハ他ノ共同賃借人ハ賃借借ノ期間其ノ契約ノ拘束ヲ受ク共同賃借人ノ一人カ脫退シタルトキ亦同シ

第十五條 賃借借ノ期間内ニ賃借人ノ漁夫鑑札カ作成セラレス又ハ取上ケラレタルトキハ賃借人ハ告知期間ニ拘ラス賃借借契約ヲ解除スルコトヲ得、賃借人多數アル場合ニ於テハ其一人ニ對スル鑑札ノ下附拒絶又ハ取上ハ他ノ賃借人ノ賃借借關係ニ影響ヲ及ホスコトナシ他ノ賃借人ハ全借賃ニ對シ責任ヲ負フ

第十六條 賃借人ハ賃借人又ハ賃借人カ水面ノ利用ヲ許可シタル者カ賃借人トノ契約ニ拘ラス第三者ニ其ノ第三者ニ權利ナクシテ委任セラレタル水面使用ヲ放置スルトキ又ハ水面ノ經濟的用途ニ有害ナル影響ヲ及ホス變化ヲ加フルコトニ依リテ賃借人ノ權利ヲ著シク傷害シ又ハ漁業實行ニ付賃借人ノ探ルヘキ注意ヲ怠ルコトニ依リテ賃借人ノ權利ヲ著シキ危險ニ洒シタル時ハ賃代人ハ告

知期間ニ拘ラスシテ賃借借契約ヲ解除スルコトヲ得

第十七條 賃借人カ借賃ノ支拂ヲ三月以上怠ルトキハ賃借人ハ告知期間ニ拘ラスシテ契約ヲ解除スルコトヲ得、賃借人カ告知前賃借人ニ其辨濟ヲ爲シタルトキハ解除ハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十八條 賃借人又ハ賃借人カ水面ノ使用ヲ許可シタル者ノ賃借人ノ要求アルニ拘ラス故意又ハ過失ニ依リ仔稚又ハ稚魚放養ノ義務(第七條)ヲ履行セサルトキハ賃借人ハ告知期間ニ拘ラス契約ヲ解除スルコトヲ得

第十九條 許可證ノ作成ニ付テハ漁業法施行規則何條(聯邦漁業)ノ規定ヲ準用ス  
第二十條 特別規定(水ノ使用、氷ノ獲得、鴨ノ入場許可、家禽水飼場、蘆ノ利用、狩獵其ノ他ノ副利用ニ關スル規定及留保)

第二十一條 此ノ賃借借契約ニ付テハ賃借人及賃借人ニ正本各一通ヲ交付ス

年 月 日

賃借人 氏名  
賃借人 氏名



漁業組合定款規約 (バイエルン様式)

七二

何々漁業組合格約

何漁場(漁場ノ名稱)ノ漁業權者ハ何年何月何日(バイエルンニ於テハ千九百八年八月十五日)漁業法第何節(バイエルンニ於テハ第五節)ノ規定ニ依リ組合ヲ組織ス組合及組合員ノ權利關係ハ何々ノ決議ヲ以テ何々聯邦政府ノ認可シタル左ノ規約ニ依リ之ヲ定ム

第一條 本組合ハ何漁場何々漁業組合ト稱シ其事務所ヲ何々ニ置ク

組合ノ區域ハ何々ヨリ何々ニ至ル水域トス

第二條 組合ハ左ノ目的ヲ有ス

一、組合ノ區域内漁業ニ對スル規則的取締ヲ實施及維持スルコト

二、組合ノ區域内ノ魚族現狀ノ維持及進捗ヲ目的トスル施設ヲ爲スコト

三、組合ノ區域内ノ水面ヲ共同ノ經濟及利用ノ下ニ置クコト

尙組合ハ組合區域内ノ禁漁區ノ設定及交代ニ適當ノ魚種ヲ之ニ放養スルコトモ其ノ目的トス

第三條 組合ノ區域内ニ於テ成立スル總テノ漁業權ノ所有者ヲ以テ組合員トス、漁業權ヲ賃貸シタル場合ニ於テ賃貸借契約ニ特別ノ規定ナキトキハ賃借人ハ組合ニ加入スルモノトス、賃借人カ

組合ニ加入シタルトキハ其ノ脱退ニ付漁業權者ノ同意ヲ要ス

組合ノ設立後漁業權ヲ賃貸シタルトキハ賃借人ハ法律ノ規定ニ依リ組合員トナル

賃貸ノ時既ニ組合員ト成レル漁業權者ハ漁業法何條(バイエルンニ於テハ第五十一條)ノ條件アル

トキニ限リ組合ヨリ脱退スルコトヲ得

第四條 組合總會ハ毎年組合ノ業務執行ノ爲理事ヲ選任ス理事ノ任期ハ一年トス理事ハ左ノ者ヨリ成ル

イ、理事 長

ロ、副理事 長

ハ、書記 (同時ニ組合ノ金庫ヲ司ル)

ニ、理事員四名(又ハ各漁場鑑視人何名)

組合員以外ノ者モ前記(イ)乃至(ハ)ノ理事員タルコトヲ得

第五條 理事長事故アル場合ニ於テハ副理事長ハ左ノ權限ヲ有ス

一、組合ノ業務執行、組合ノ目的ヲ達スル爲必要ナル計畫ノ獎勵理事及總會ノ決議ノ執行、官廳及第三者トノ直接交渉、並ニ總會及理事會ノ召集及指揮

二、組合地籍簿ヘノ記載(漁業法第何條、バイエルンニ於テハ第四十七條第一項)

七三



尙理事又ハ總會ノ承認ヲ得タル契約又ハ決議ヲ實行スル爲書面ニ依ル意思表示ヲ爲スニハ理事員  
 二名ノ署名ヲ要ス

第六條 書記ハ組合ノ筆務ヲ司リ總會ノ決議ヲ其儘筆寫シ且ツ組合ノ金庫ヲ司ル、書記ハ人的責  
 任ヲ以テ組合ノ收支ニ付毎年決算書ヲ作成スヘシ決算書ハ全理事員及總會ノ豫メ選定シタル二名  
 ノ組合員之ヲ検査ス

支拂ハ理事長ノ書面ニ依ル委任アルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

書記カ其職務ヲ執行スルコト能ハサルトキハ理事長ハ他ノ理事員ニ代理セシムルコトヲ要ス

第七條 決算書ハ検査ノ爲之ヲ何々(バイエルンニ於テハ其ノ漁業社團)ノ會計検査所ニ提出ス  
 ルコトヲ要ス、全理事員ハ總會ノ豫メ選定スル二名ノ組合員ノ補助ヲ得テ決算書及會計検査所ノ  
 提起スル異議ニ付決定ヲ爲スヘシ決定及検査所ノ異議ハ之ヲ總會ニ報告スルコトヲ要ス

第八條 理事ハ同時ニ組合ノ水域ニ屬スル水面ノ經濟ヲ實施スヘキ經濟委員會ヲ構成ス(規約第  
 二條)

理事ハ特ニ組合ノ水域内ニ於ケル仔稚、稚魚又ハ親魚ノ放養カ適時且ツ適當ニ行ハルル様及組合  
 ノ水域ニ於テ設定スヘキ産卵禁漁區カ適當ニ選定セラレ表ニ依リ明ラカニセラレ且ツ充分ニ保護  
 セラルル様注意スルコトヲ要ス、理事ハ組合ノ水域ヲ適當ニ監視セシムルコトヲ要ス、産卵禁漁

區ノ認知シ得タル妨害及其特性、古水ノ入口及波止場ノ砂積、水面汚濁、魚類ノ不時ノ斃死又ハ  
 特別ノ疾病、禁漁區ニ於ケル無權利ノ漁獵其ノ他ハ之ヲ組合ノ理事長又ハ管轄官廳ニ通知スルコ  
 トヲ要ス、理事ハ認知シタル缺點ノ除去ニ努ムルコトヲ要ス

第九條 理事ハ理事長ノ召集ニ依リ毎年一回以上集會スルコトヲ要ス  
 尙理事長ハ五名以上ノ理事員カ會議ノ目的ヲ示シタル書面ニ依リ請求スルトキハ理事會ヲ召集ス  
 ルコトヲ要ス

理事會ハ組合ノ業務及殊ニ總會ノ承認ヲ得タル又ハ其他處分ノ權限アル方策ノ實施漁業水域ニ於  
 ケル必要ナル移植及經濟上ノ問題ニ付決議スヘシ

第十條 理事ハ理事員五人以上ノ出席アルトキハ議決能力ヲ有ス  
 理事ノ決議ハ絶對多數ニ依ル可否同數ナルトキハ理事長ノ投票ニ依リ之ヲ定ム

第十一條 理事長ハ年度開始ヨリ三月内ニ組合ノ事務所ニ組合總會ヲ召集ス  
 召集ハ定日ノ少クモ十四日前議事日程ヲ記載シ何新聞ニ廣告スルコトニ依リ之ヲ公告スルコトヲ  
 要ス

尙理事長ハ組合員十名以上カ會議ノ目的ヲ示シタル書面ニ依リ理事ニ請求シタルトキハ總會ヲ召  
 集スルコトヲ要ス



第十二條 總會ハ左ノ權限ヲ有ス

- 一、理事全員ノ選任
- 二、次經濟年度ニ對スル豫算ノ決定
- 三、決算書ノ受領及承認並決算人ノ責任解除
- 四、組合ノ區域ノ經濟的利用及監視ニ關スル申請ニ對スル決定
- 五、組合員ノ爲スヘキ出損額ノ確定
- 六、規約第十三條ノ場合ニ各個ノ組合員ニ讓渡スヘキ票數ニ關スル規定
- 七、組合ノ漁業經營ヨリ生スル收益ノ歸屬ニ關スル規定
- 八、仲裁々判所ノ選定
- 九、特別漁夫ノ設定ニ關スル決議

第十三條 組合員ハ總會ニ於テ各一票ヲ有ス

決議カ組合ノ損益分擔又ハ組合ノ解散ニ關スルトキ若クハ組合ヲ水面共同經濟利用強制組合ニ變更スヘキ場合ニ於テハ投票關係ハ權利者ノ數並漁業權ノ範圍ニ依リ之ヲ定ム  
前項ノ意味ニ於ケル多數決トハ權利者ノ半數以上カ動議ニ同意シ且ツ同時ニ同意シタル權利者ノ範圍カ反對者ノ漁業權ノ範圍ヨリ大ナル場合ヲ謂フ

漁業權ノ範圍ハ水面ノ兩岸ノ長ニ依リ計算スル各組合員ノ權利ノ空間的範圍ニ依リ之ヲ定ム  
重要水族湖上ノ爲他ノ組合員漁場ヨリ著シク高價ナル何河ノ何某漁業權者ノ漁業水面ノ所有者ニ讓渡スヘキ票數ハ組合總會之ヲ定ム但シ前記漁業權者ノ票數ハ二票ヲ下ルコトヲ得ス

第十四條 表決權ハ左ノ者ニ依リ之ヲ行使ス

- 一、漁業權カ個人ニ對スルトキハ其ノ者
- 二、漁業權カ魚商組合、社團、公共團體又ハ公ノ團體若クハ財團ニ屬スルトキハ規約又ハ法律上ノ代理人
- 三、漁業權ヲ賃貸シタル場合ニ於テ賃貸人賃借人共ニ組合員ナルトキハ其兩者  
表決權ノ行使ハ書面ニ依ル授權ニ依リ他ノ組合員ニ委任スルコトヲ得

第十五條 書記ハ組合總會ノ決議ヲ其ノ儘筆寫スヘシ其ノ筆寫ハ理事長及書記之ニ署名スルコトヲ要ス

理事ノ選任、組合決算承認及組合員ノ爲スヘキ出損額ノ確定ニ關スル總會ノ決議ハ特別ノ定ナキ限リ何新聞ニ之ヲ廣告スルコトヲ要ス

第十六條 組合ノ爲仲裁々判所ヲ設置ス、仲裁々判所ハ組合總會ニ於テ選任スヘキ三名ノ組合員ヨリ成ル



仲裁々判所ハ左ノ權限ヲ有ス

七八

- 一、漁業施行ニ當リ組合員間ニ生スル爭議ノ裁決
  - 二、禁漁區ニ於ケル規約違反ノ漁獵其ノ他違約金ヲ科スルコトヲ得ル組合ノ決議ニ違反スル行爲ニ對シ二十馬克以下ノ違約金ヲ定ムルコト
- 仲裁々判官選任ノ後其ノ裁判官ハ裁判長及書記ノ選任ヲ爲スヘシ

第十七條 仲裁々判所ハ其ノ處ニ付訴訟ノ目的物ノ證明及報告ノ爲期限ノ少クモ八日以前ニ於テ當事者ヲ召喚スヘシ

缺席シタル組合員ニハ仲裁々判所ノ決定ハ書面ニ依リ之ヲ通知スヘシ  
仲裁々判所ノ決定ニ對シテハ抗告スルコトヲ得ス

第十八條 組合員ハ左ノ義務ヲ負フ

- 一、組合總會ノ決議ニ從ヒ仔稚、稚魚又ハ其ノ他ノ種苗ヲ適當ニ放養スルコト
- 二、組合總會ノ決定シタル出捐額ヲ適時ニ組合金庫ニ支拂フコト
- 三、組合ノ水域ノ漁業ニ關スル組合ノ規定ヲ遵守スルコト
- 四、仲裁々判所ノ決定ニ從ヒ且ツ其ノ定ムル違約金ヲ支出スルコト
- 五、組合ニ屬スル漁業權ノ賣却又ハ賣却意思ヲ直チニ理事長ニ報告スルコト

組合員ハ組合總會ノ決議ニ從ヒ漁獵ニ從事シ且ツ本規約ノ規定ニ從ヒ組合ノ漁業收益ノ分配ニ與フルノ權利ヲ有ス

第十九條 本規約ハ組合總會ノ決議ニ依リテノミ變更スルコトヲ得其總會ニハ組合員三分ノ二以上ノ出席ヲ要ス

規約ノ變更ハ尙何々聯邦政府(バイエルンニ於テハ內務省)ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス



漁業許可證作成認可ノ様式

表 面		裏 面				
(地位及住所)  (氏 名) ヨリ ニ至ル ノ水面ニ付(數句) 漁業許可證作成ヲ認可ス 許可證ハ ヨリ 特別制限 マテ効力ヲ有ス 月 日 以上		認證ヲ與フ ヘキ地方警 察署名	認證ヲ受ク ヘキモノ	許可證ヲ受 クヘキモノ	制 限	注 意

漁業施行許可證ノ様式

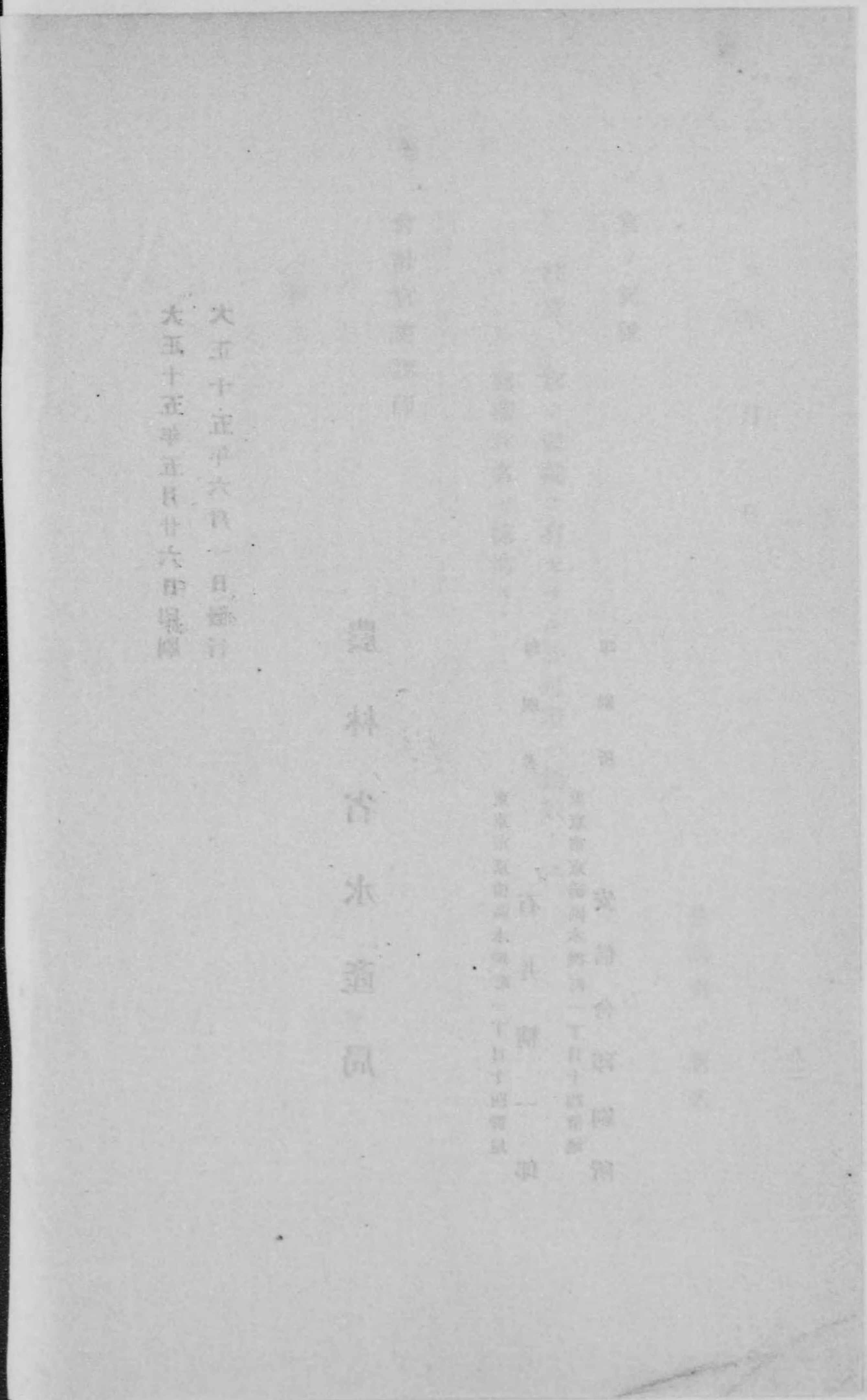
(職 業)  
 (住 所)  
 何 某(漁業權賃借人ノ氏名)ハ  
 (年 齡)  
 (職 業)  
 (住 所)  
 何某ニ何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル間賃借セル何々(水域ノ始點)ヨリ何々(水域ノ終點)ニ至  
 ル國家ノ水面ニ於テ漁業ヲ爲スノ許可ヲ與フ  
 許可ハ左ニ記載スル漁具ニ依ル漁獵ニ及フ  
 許可ハ何漁業(例ヘハ一本釣漁業)ニ限ル







終



大正十五年六月廿六日  
大正十五年六月廿六日

農林省水道課

東京市水道局  
第一課  
第一課